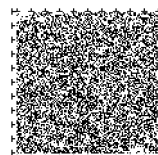
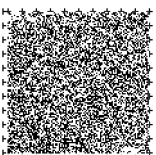


石 卷 市

第 7 期 障 害 福 祉 計 画 ・
第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

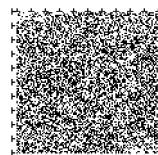
令和6年3月
石 卷 市

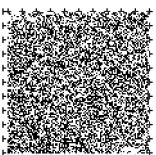




目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 関連法等に係る年表	3
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	8
5 計画の推進	9
第2章 障害のある人を取り巻く環境	11
1 障害のある人の現状	11
2 アンケート調査結果からみた現状	26
3 成果目標等の達成状況	39
4 重点事業の達成状況	50
第3章 計画の基本的な方向	57
1 基本理念	57
2 令和8年度における成果目標等	58
3 重点事業	72
第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	79
1 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	79
2 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	88
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	90
巻末資料	101
1 計画策定の経緯	101
2 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（抜粋） ..	102
3 石巻市障害福祉推進委員会委員名簿	105







計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化や重度障害を持つ方が増加する中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法^{※1}」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法^{※2}」という。）」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

石巻市では、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成29年9月（平成30年4月施行）に制定しています。

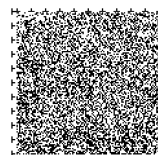
また、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、令和3年に「石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。

「第4次障害者計画」は、障害者基本法に基づき策定し、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めた計画で、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としています。

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、さらに、石巻市第4次障害者計画の施策に基づき、石巻市において必要な各種の障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定やサービスの提供体制の確保や推進を定めた計画で、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間としております。

※1 障害者基本法：障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

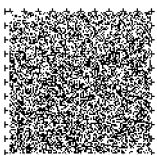
※2 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁（障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となること）の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」



「石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は石巻市第4次障害者計画の基本構想のもと、令和6年度から令和8年度までを計画期間として、石巻市における障害福祉サービス等に関する数値目標やサービスの提供体制を定めたものであり、計画の基本理念である「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を念頭に、石巻市における障害福祉施策を計画的に推進してまいります。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり



2 関連法等に係る年表

近年の障害福祉にかかわる国の施策動向を見ると、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が令和元年6月に施行されました。

加えて、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が令和4年5月に施行され、情報取得や意思疎通に関する法整備が進められています。

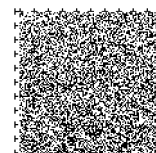
また、医療的ケア児^{※3}を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が令和3年6月に成立・公布されています。

そして、令和3年5月には、「障害者差別解消法」が改正され、「合理的配慮^{※4}の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が令和6年4月から施行されます。

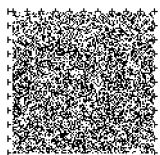
年	内容
昭和45年 (1970年)	心身障害者対策基本法 公布（同年 施行）
平成5年 (1993年)	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年 (2004年)	障害者基本法 改正（同年 施行（一部を除く））
平成17年 (2005年)	障害者自立支援法 公布（平成18年 施行）
平成23年 (2011年)	障害者基本法 改正（同年 施行（一部を除く））
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） 公布（平成24年 施行）

※3 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。

※4 合理的配慮：障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁（障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となること等）を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。



年	内容
平成24年 (2012年)	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (障害者優先調達推進法) 公布(平成25年 施行)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者 総合支援法 ^{※5}) 公布(平成25年 施行)
平成25年 (2013年)	障害者差別解消法 公布(平成28年 施行)
平成26年 (2014年)	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) 寄託
	難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法) 公布(平成27年 施行)
平成28年 (2016年)	障害者総合支援法 改正(平成30年 施行)
平成30年 (2018年)	第4次障害者基本計画 策定
令和元年 (2019年)	読書バリアフリー法 公布(同年 施行)
令和3年 (2021年)	障害者差別解消法 改正(令和6年 施行)
	医療的ケア児支援法 公布(同年 施行)
令和4年 (2022年)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 公布 (同年 施行)
令和5年 (2023年)	第5次障害者基本計画 策定



※5 障害者総合支援法：正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とい
い、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの福祉サービス等を提供する仕組みを定めた法律。

3 計画の位置付け

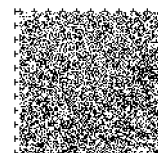
(1) 計画の性格

本計画は、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

(2) 根拠法令

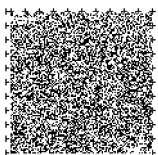
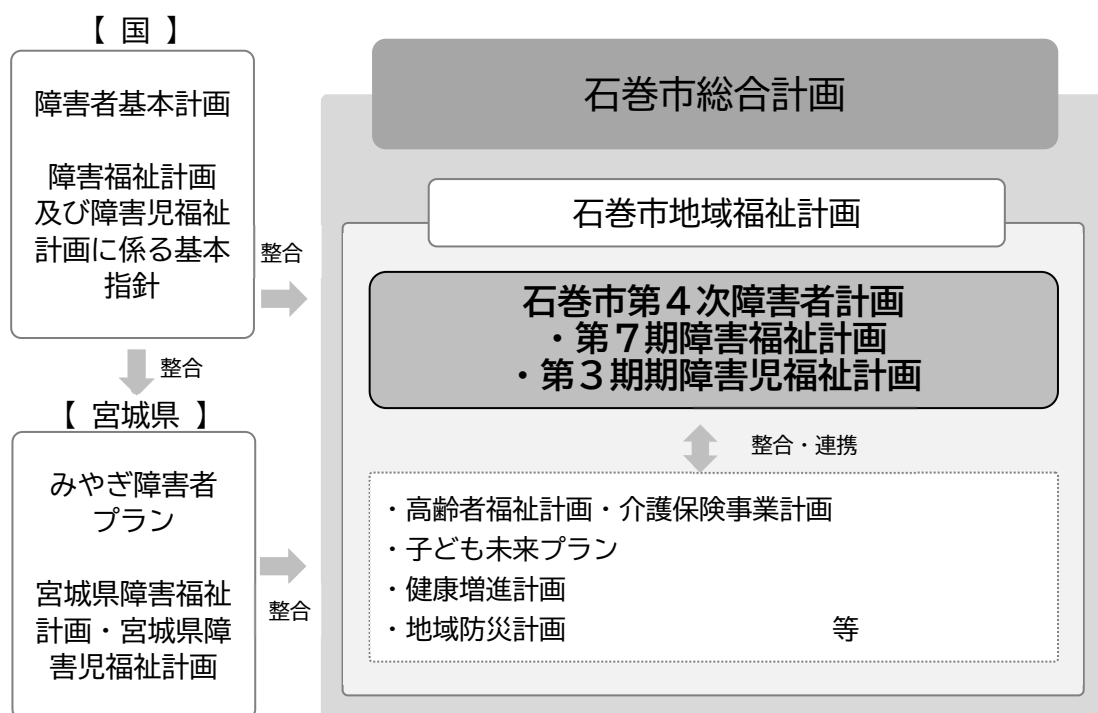
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	短期 (3年)	短期 (3年)
基本的な考え方	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。



(3) 関連計画

本計画は、石巻市のまちづくりの総合的指針である「石巻市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「石巻市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、石巻市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）※6の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

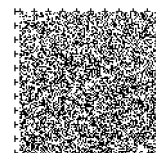
SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害をもつ人々を含めた石巻市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



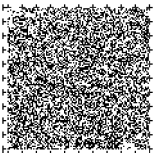
※6 SDGs（持続可能な開発目標）：国連が定めた2030年までの開発目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者計画	第4次障害者計画						次期計画		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画			次期計画		
	第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画			次期計画		



Ⅱ 5 計画の推進

(1) 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、計画の実施状況を点検・評価します。

(2) 圏域での連携

宮城県及び石巻圏域の市町とも連携を図りながら、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

(3) 自立支援協議会

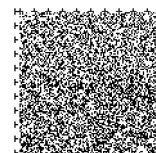
自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

石巻市では、女川町と共同で設置し、障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成され、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の地域における課題やその方策等についての協議を行います。

(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、計画の推進を図ります。



(5) 計画の普及・啓発

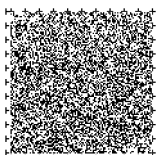
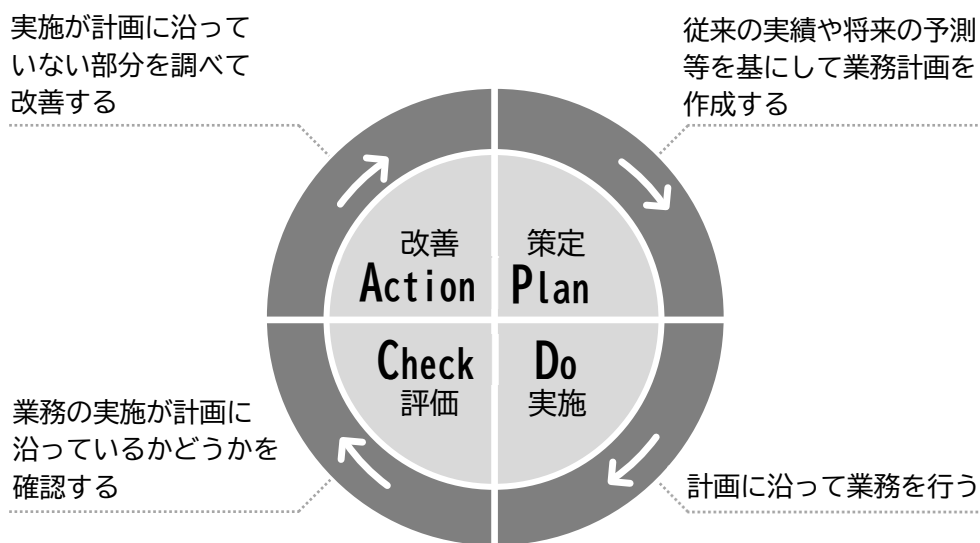
本計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

(6) PDCAサイクルによる進捗管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況等を点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

PDCAサイクルのイメージ





障害のある人を取り巻く環境

Ⅱ 1 障害のある人の現状

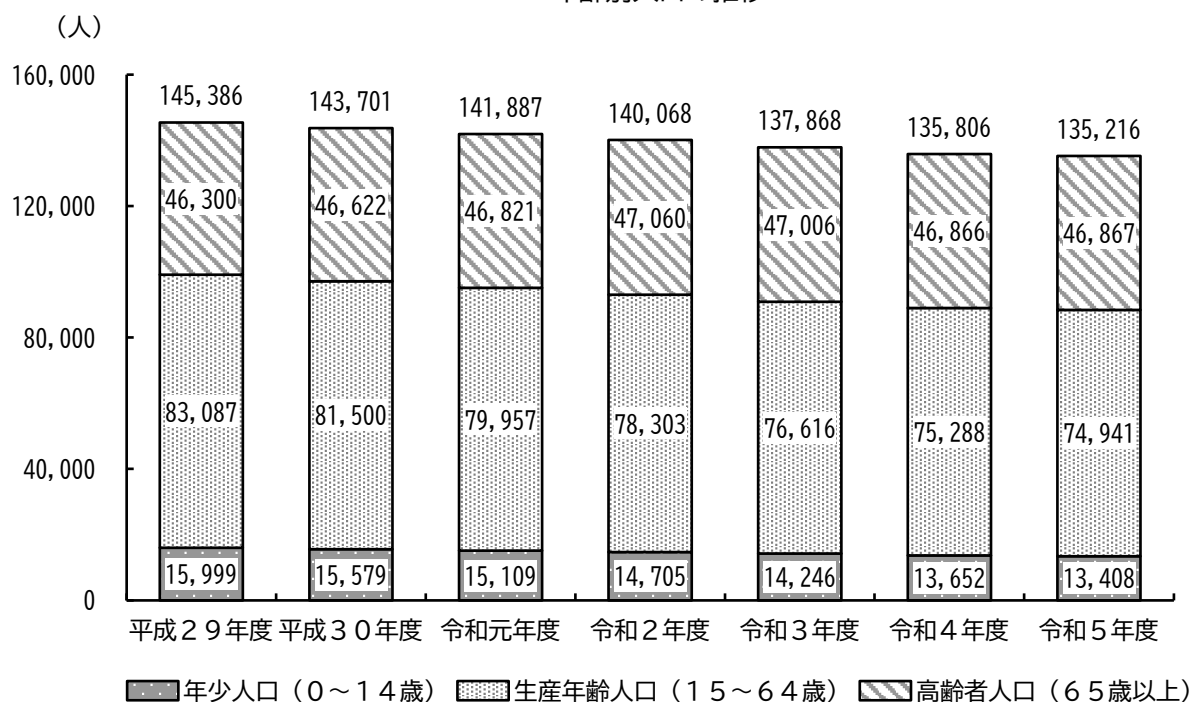
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

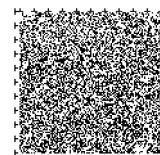
石巻市の人口は、令和5年9月末で135,216人です。人口は減少傾向にあり、平成29年度（145,386人）と比べて10,170人減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し続けています。高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年度（46,300人）と比べて令和5年9月（46,867人）には567人の増加となっています。

年齢別人口の推移



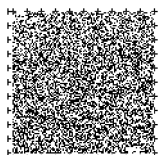
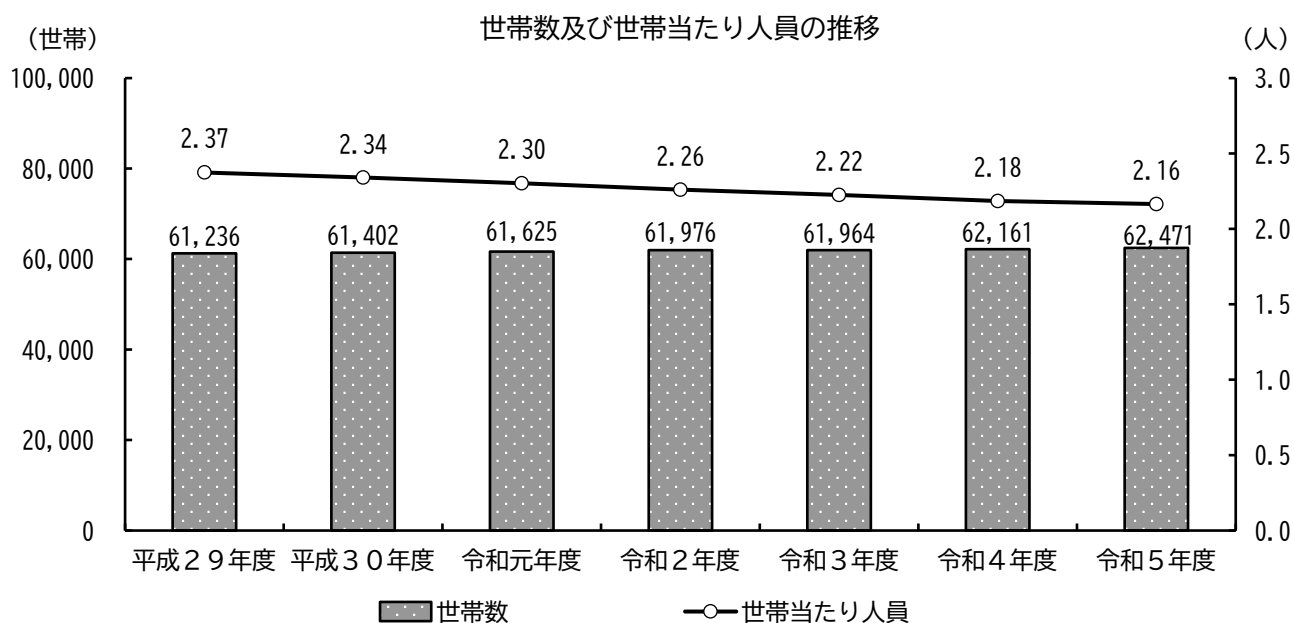
資料：住民基本台帳（各年度末、令和5年度のみ9月末現在）



② 世帯の状況

石巻市の世帯数は、令和5年9月で62,471世帯となっています。世帯数は増加傾向がみられ、平成29年度（61,236人）と比べて1,235世帯の増加となっています。

人口が減少傾向にあり世帯数が増加していることから、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、ひとり暮らしの増加がうかがえます。1世帯当たり人員は、平成29年度の2.37人から令和5年度には2.16人減少し、2.16人となっています。

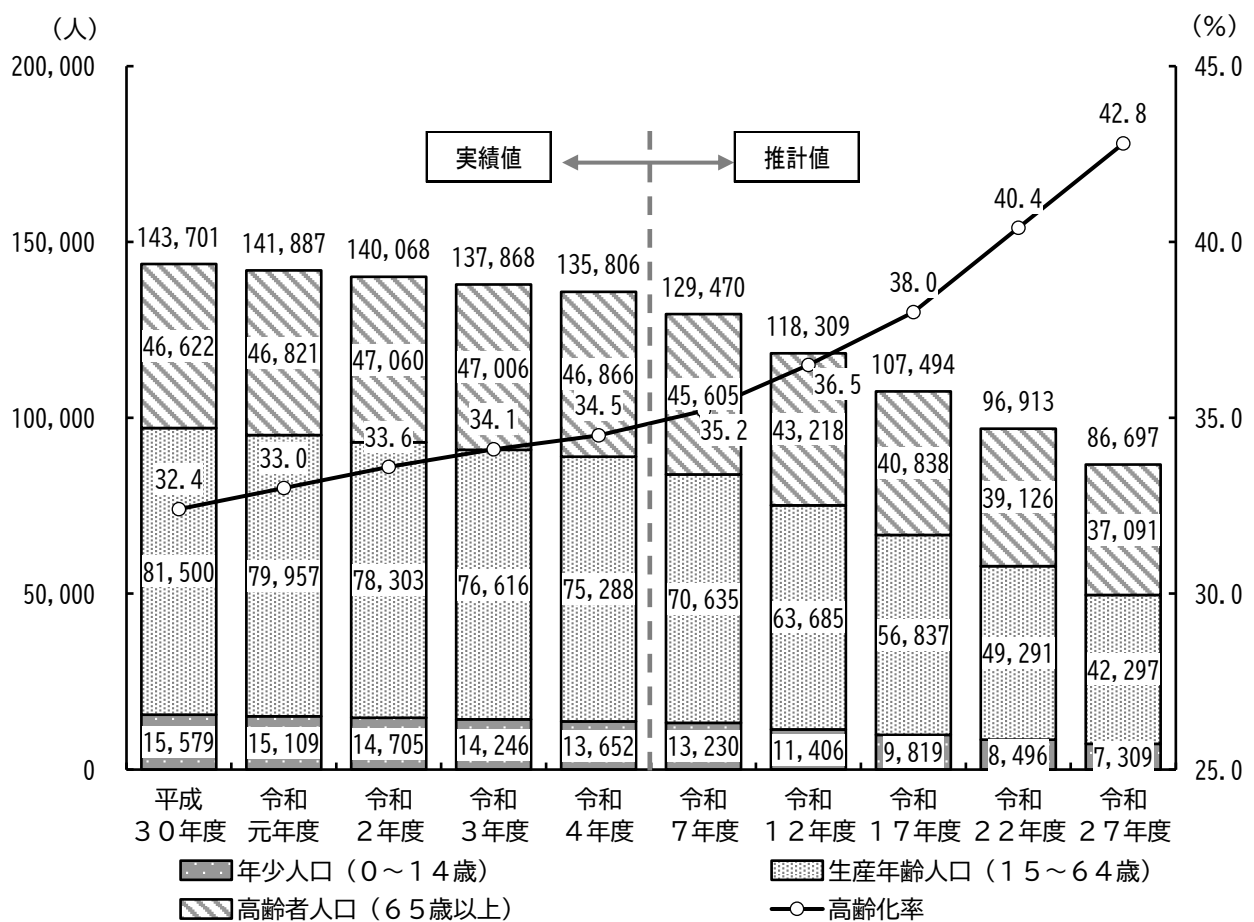


③ 将来人口

石巻市の将来の総人口は、令和5年度以降も減少が続き、令和27年度は86,697人と令和4年度より49,109人減になると予想されます。

年齢3区分別でも、年少人口及び生産年齢人口は依然として減少傾向が、高齢者人口は令和3年度以降減少傾向が続くと推計されています。もっとも高齢化率は上昇を続けていくと推計されています。

石巻市の将来人口及び高齢化率



(2) 障害者手帳等の所持者数

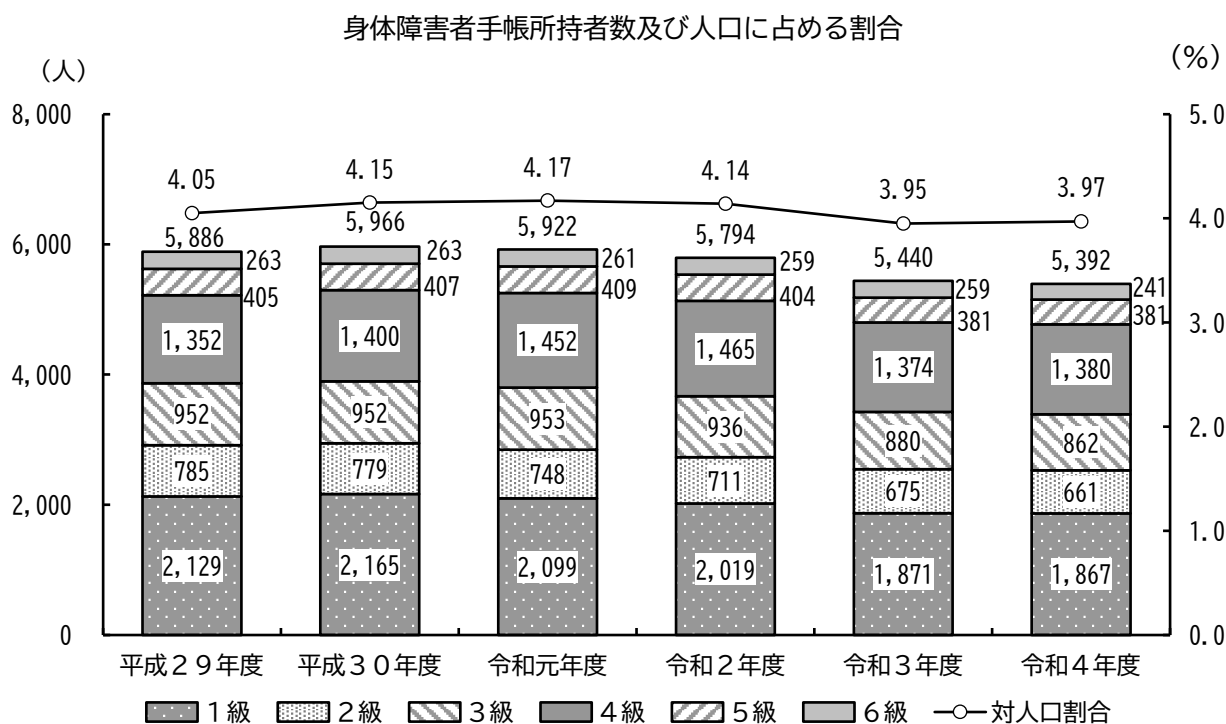
① 身体障害者

石巻市の身体障害者手帳※⁷所持者数は、令和4年度で5,392人となっています。平成29年度から令和元年度は5,900人前後で推移していましたが、以降は徐々に減少しています。

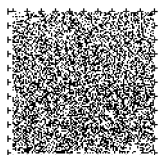
総人口に対する割合は、平成元年度の4.17%から令和4年度には3.97%とほぼ4%前後で推移しています。

令和4年度の状況を障害等級別にみると、「1級」が1,867人で最も多く、全体の約35%を占めています。

障害の種別でみると、令和4年度で「肢体不自由」が2,295人と最も多く、次いで「内部障害」が2,251人となっており、これら2つの種別で全体の約84%を占めています。



資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳、各年度末現在

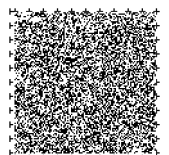
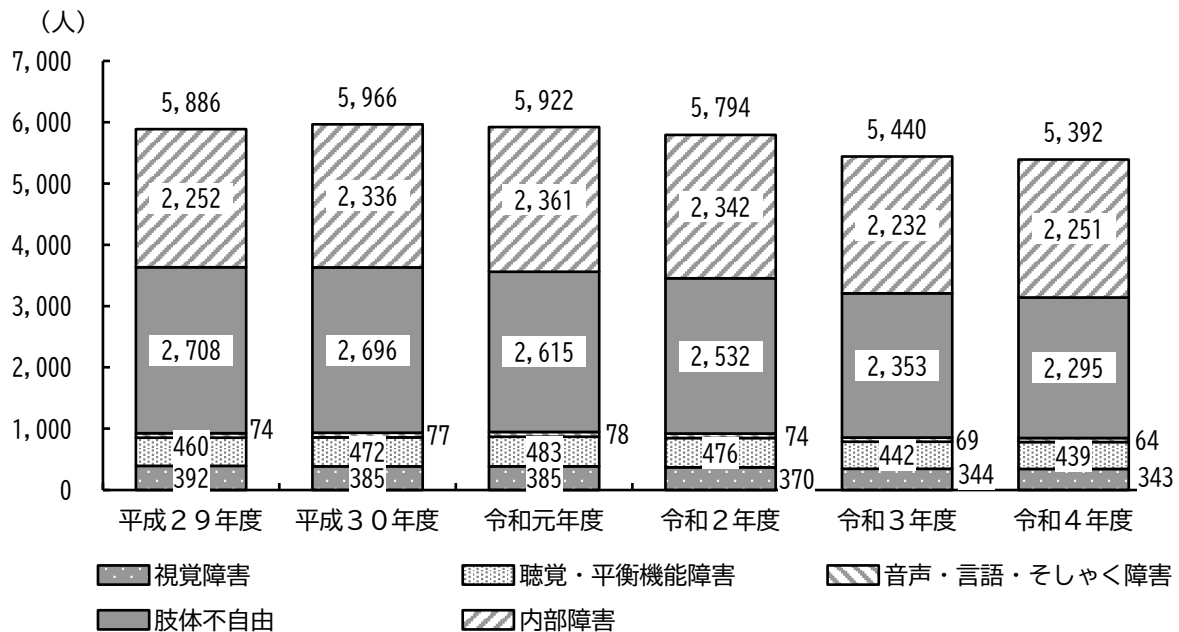


※⁷ 身体障害者手帳：身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害程度に該当すると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から1級～6級に区分され、更に障害種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
所持者数		5,886 人	5,966 人	5,922 人	5,794 人	5,440 人	5,392 人
(うち18歳未満)		74 人	72 人	67 人	70 人	65 人	64 人
対人口割合		4.05%	4.15%	4.17%	4.14%	3.95%	3.97%
等級別 所持者数	1級	2,129 人	2,165 人	2,099 人	2,019 人	1,871 人	1,867 人
	2級	785 人	779 人	748 人	711 人	675 人	661 人
	3級	952 人	952 人	953 人	936 人	880 人	862 人
	4級	1,352 人	1,400 人	1,452 人	1,465 人	1,374 人	1,380 人
	5級	405 人	407 人	409 人	404 人	381 人	381 人
	6級	263 人	263 人	261 人	259 人	259 人	241 人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳、各年度末現在

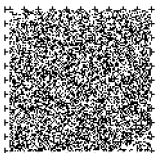
障害者種別手帳所持者の推移



第2章 障害のある人を取り巻く環境

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
所持者数		5,886 人	5,966 人	5,922 人	5,794 人	5,440 人	5,392 人
障害の 種別	視覚障害	392 人	385 人	385 人	370 人	344 人	343 人
	聴覚・平衡機能障害	460 人	472 人	483 人	476 人	442 人	439 人
	音声・言語・そしゃく 障害	74 人	77 人	78 人	74 人	69 人	64 人
	肢体不自由	2,708 人	2,696 人	2,615 人	2,532 人	2,353 人	2,295 人
	内部障害	2,252 人	2,336 人	2,361 人	2,342 人	2,232 人	2,251 人

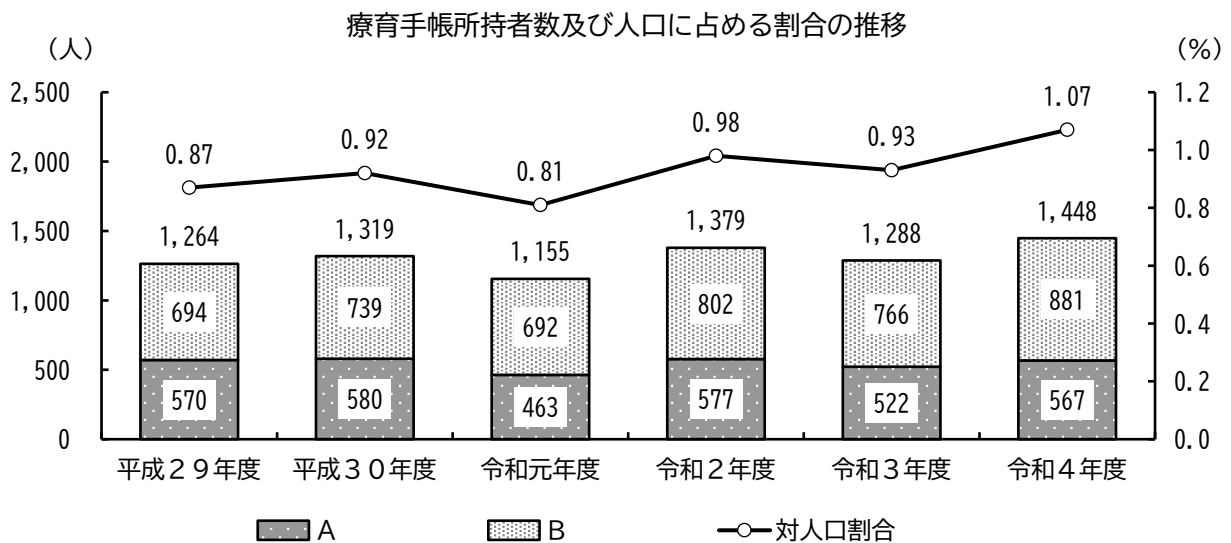
資料：市障害福祉課（各年度末現在）



② 知的障害者

石巻市の療育手帳^{※8}所持者数は、増減を繰り返しているものの概ね増加傾向にあり、令和4年度には1,448人となっています。総人口に対する割合は1%前後で推移しています。障害程度別にみると、B（中度軽度）の割合が増加しています。

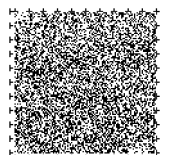
18歳未満の障害児は、令和元年度（236人）から68人増加し、令和4年度は304人となっています。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
所持者数		1,264人	1,319人	1,155人	1,379人	1,288人	1,448人
（うち18歳未満）		261人	273人	236人	282人	281人	304人
対人口割合		0.87%	0.92%	0.81%	0.98%	0.93%	1.07%
障害 程度	A（最重度・重度）	570人	580人	463人	577人	522人	567人
	B（中度・軽度）	694人	739人	692人	802人	766人	881人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳、各年度末現在

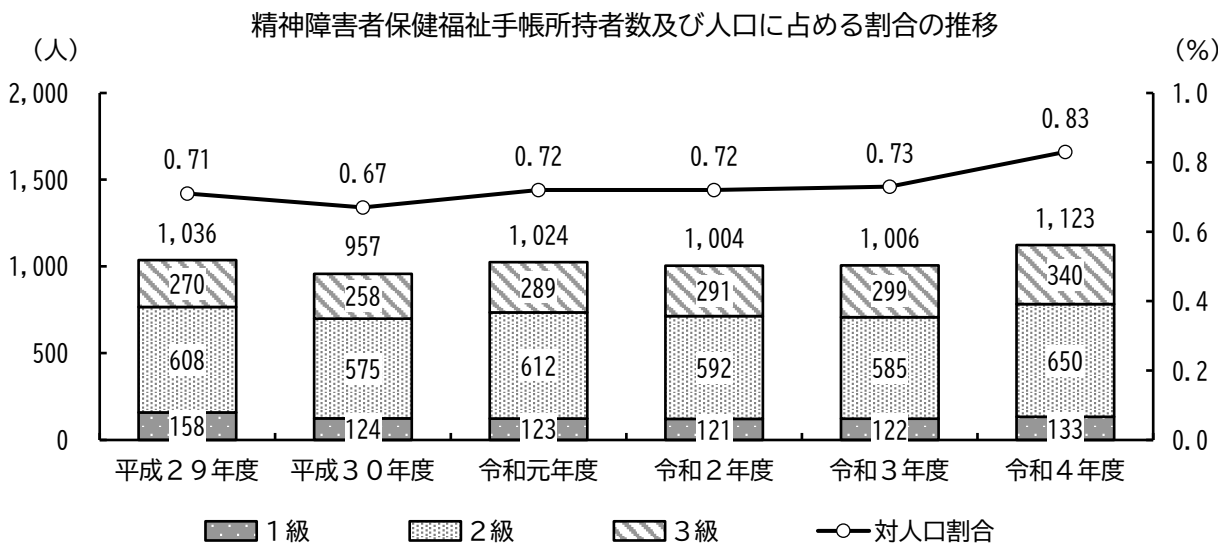
※8 療育手帳：児童相談所、または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障害の程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障害程度の区分が異なる。



③ 精神障害者

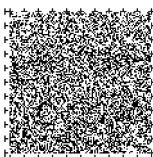
石巻市の精神障害者保健福祉手帳^{※9}所持者数は、平成29年度（1,036人）から1,000人前後で推移しており、令和4年度では1,123人となっています。総人口に対する割合は、平成30年度以降増加してきており、平成30年度から令和4年度にかけては0.16ポイント増加し、令和4年度では0.83%となっています。

令和4年度の状況を等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の57.9%を占めています。



		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
所持者数		1,036人	957人	1,024人	1,004人	1,006人	1,123人
対人口割合		0.71%	0.67%	0.72%	0.72%	0.73%	0.83%
等級別	1級	158人	124人	123人	121人	122人	133人
	2級	608人	575人	612人	592人	585人	650人
	3級	270人	258人	289人	291人	299人	340人

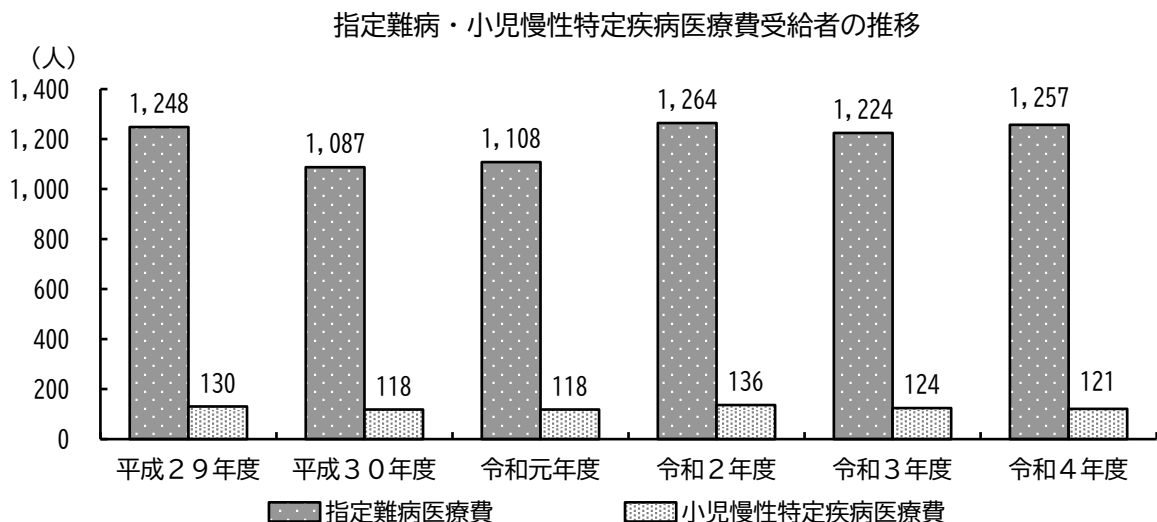
資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳、各年度末現在



※9 精神障害者保健福祉手帳：精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約があると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障害の程度により、重い方から1・2・3級がある。

④ 難病患者

病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする国が定めた基準に該当する難病患者数は、石巻市では、指定難病^{※10}医療費受給者が令和4年度では1,257人となっています。小児慢性特定疾病^{※11}医療費受給者は、令和4年度では121人となっています。



⑤ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数は、令和4年度では2,463人となっています。平成29年度以降2,000人超で推移し、また令和3年以降は2,400人を超え、平成29年度から令和4年度で347人増加しています。

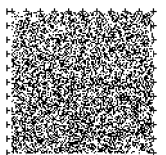
自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
精神通院	2,116 人	2,264 人	2,370 人	2,269 人	2,418 人	2,463 人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

※10 指定難病：「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に定められた基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病。クローン病、全身性エリテマトーデス、パーキンソン病等、現在333疾病が指定されている。

※11 小児慢性特定疾病：児童の健全育成を目的として、子どもの慢性疾患のうち、国が医療費助成の対象とした疾病。治療期間が長く医療費が高額となる小児がんなどの特定疾患が対象となっている。



⑥ 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数は、平成29年度以降1,000人前後で推移し、令和4年度では1,072人となっています。

障害支援区分認定者数の推移

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
区分1	93人	87人	89人	83人	85人	86人
区分2	193人	196人	198人	196人	207人	195人
区分3	153人	152人	145人	148人	151人	146人
区分4	128人	135人	141人	139人	142人	140人
区分5	109人	110人	115人	121人	120人	122人
区分6	141人	133人	142人	141人	136人	133人
非該当	177人	200人	197人	197人	218人	250人
合計	994人	1,013人	1,027人	1,025人	1,059人	1,072人

資料：市障害福祉課（各年度4月現在）

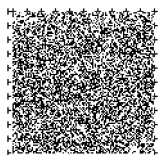
⑦ 障害支援区分認定者数の障害別推移

障害支援区分認定者数を障害別でみると、療育が最も多くなっており、令和4年度では全体の54.9%を占めています。

障害支援区分認定者数の障害別推移

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体	231人	216人	220人	212人	204人	195人
療育	545人	554人	559人	565人	579人	589人
精神	193人	227人	235人	237人	267人	277人
児童	22人	14人	8人	7人	6人	7人
難病等	3人	2人	5人	4人	3人	4人
合計	994人	1,013人	1,027人	1,025人	1,059人	1,072人

資料：市障害福祉課（各年度4月現在）



(3) 障害児の状況（特別支援学校※¹²等の在籍者数）

① 特別支援学校在籍者数

令和5年度の石巻管内の県立特別支援学校の在籍児童・生徒数は以下のとおりです。

宮城県立石巻支援学校の在籍者数

	小学部	中学部	高等部
1年	4人	9人	29人
2年	8人	11人	27人
3年	11人	7人	19人
4年	2人		
5年	9人		
6年	7人		
計	41人	27人	75人

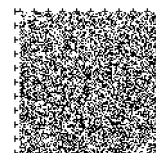
資料：宮城県立石巻支援学校（令和5年4月1日現在）

宮城県立支援学校女川高等学園の在籍者数

	高1	高2	高3	計
生徒数	17人	19人	24人	60人

資料：宮城県立支援学校女川高等学園（令和5年4月1日現在）

※¹² 特別支援学校：視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱（身体虚弱含む）のある幼児・児童・生徒を対象に教育を行う学校のこと、学校ごとに障害の種類に応じた特別支援教育を対象児童等に行う。



② 特別支援学級^{※13}等在籍者数

令和5年度の市内の公立保育所における障害児通園者数、市立小学校、市立中学校における特別支援学級在籍者数は以下のとおりです。

市立小中学校における特別支援学級在籍者数

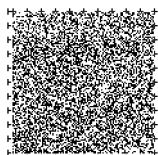
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
知的障害	12人	19人	19人	15人	20人	17人	9人	24人	10人	145人
自閉症・情緒障害	10人	16人	18人	16人	15人	17人	12人	10人	10人	124人
視覚障害	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	1人	1人	4人
聴覚障害	0人	2人	0人	1人	1人	0人	2人	0人	0人	6人
肢体不自由	1人	2人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	6人
病弱・身体虚弱	1人	0人	3人	1人	2人	0人	0人	1人	3人	11人
合計	24人	39人	41人	33人	38人	35人	25人	37人	24人	296人

資料：市教育総務課（令和5年4月1日現在）

公立保育所における障害児通園者数

	石巻地区	河北地区	雄勝地区	河南地区	桃生地区	北上地区	牡鹿地区	計
定員	36人	6人	3人	6人	3人	3人	3人	60人
通園者数	26人	1人	0人	3人	2人	2人	0人	34人

資料：市子ども保育課（令和5年4月1日現在）



※13 特別支援学級：小・中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成19年4月より従来の特殊学級から名称が変更された。

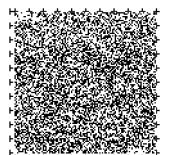
(4) 地域資源の状況

① 障害福祉サービス等提供事業所

石巻管内（石巻市・東松島市・女川町）の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は、以下のとおりです。

障害福祉サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
日中活動系サービス	118	1,285 人
居宅介護	26	
重度訪問介護	18	
同行援護	1	
行動援護	1	
重度障害者等包括支援	0	
生活介護	21	480 人
自立訓練（機能訓練）	0	
自立訓練（生活訓練）	4	71 人
就労移行支援	2	40 人
就労継続支援 A 型（雇用型）	3	70 人
就労継続支援 B 型（非雇用型）	26	587 人
就労定着支援	2	
療養介護	0	
短期入所	14	37 人

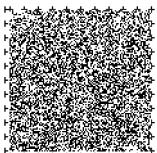


第2章 障害のある人を取り巻く環境

障害福祉サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
居住系サービス	78	520 人
自立生活援助	1	
共同生活援助（グループホーム）	75	446 人
施設入所支援	2	74 人
相談支援	13	0 人
計画相談支援	11	
地域移行支援	1	
地域定着支援	1	
障害児支援	48	342 人
児童発達支援	11	103 人
放課後等デイサービス	24	239 人
障害児相談支援	11	
保育所等訪問支援	2	
居宅訪問型児童発達支援	0	

資料：市障害福祉課（令和5年4月1日現在）



基準該当障害福祉サービス事業所※¹⁴の状況

サービスの種別	事業所数
生活介護	8
自立訓練（機能訓練）	4
自立訓練（生活訓練）	3
短期入所	1

資料：市障害福祉課（令和5年4月1日現在）

② 地域生活支援事業

石巻市で地域生活支援事業を指定している事業者は、以下のとおりです。

地域生活支援事業提供事業所の状況

サービスの種別	事業所数
移動支援	15
日中一時支援	20
訪問入浴サービス	4
地域活動支援センター事業	3

資料：市障害福祉課（令和5年4月1日現在）

③ 障害児入所施設

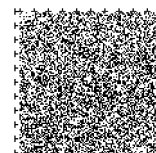
県の障害児入所施設は、医療型4施設、福祉型1施設、合計5施設となります。

宮城県内の障害児入所施設

独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町	医療型障害児入所支援
仙台エコー医療療育センター	仙台市青葉区	医療型障害児入所支援
宮城県立拓桃園	仙台市青葉区	医療型障害児入所支援
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院	仙台市太白区	医療型障害児入所支援
宮城県啓佑学園	仙台市泉区	障害児入所支援

資料：市障害福祉課（令和5年4月1日現在）

※¹⁴ 基準該当障害福祉サービス事業所：指定障害福祉サービス（障害福祉サービス等を行う上で定められた基準を満たし、都道府県等が指定する事業所）よりも少し緩やかな基準を満たし、市町村が登録した事業所。



Ⅱ 2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

障害者調査：身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
自立支援医療（精神通院）利用している方の中から1,700人の方

障害児調査：身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
障害児通所支援サービスを利用している方の中から300人の方

事業所調査：日頃福祉行政にご協力いただいております市内の事業所の方

③ 調査期間

令和5年6月9日～令和5年6月27日

④ 調査方法

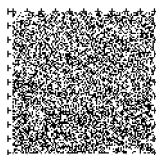
郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者調査	1700 通	788 通	46.4%
障害児調査	300 通	144 通	48.0%
事業所調査	126 通	91 通	72.2%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを■で網かけをしています。（無回答を除く）



(2) 調査の結果

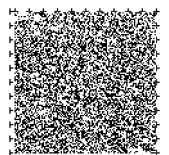
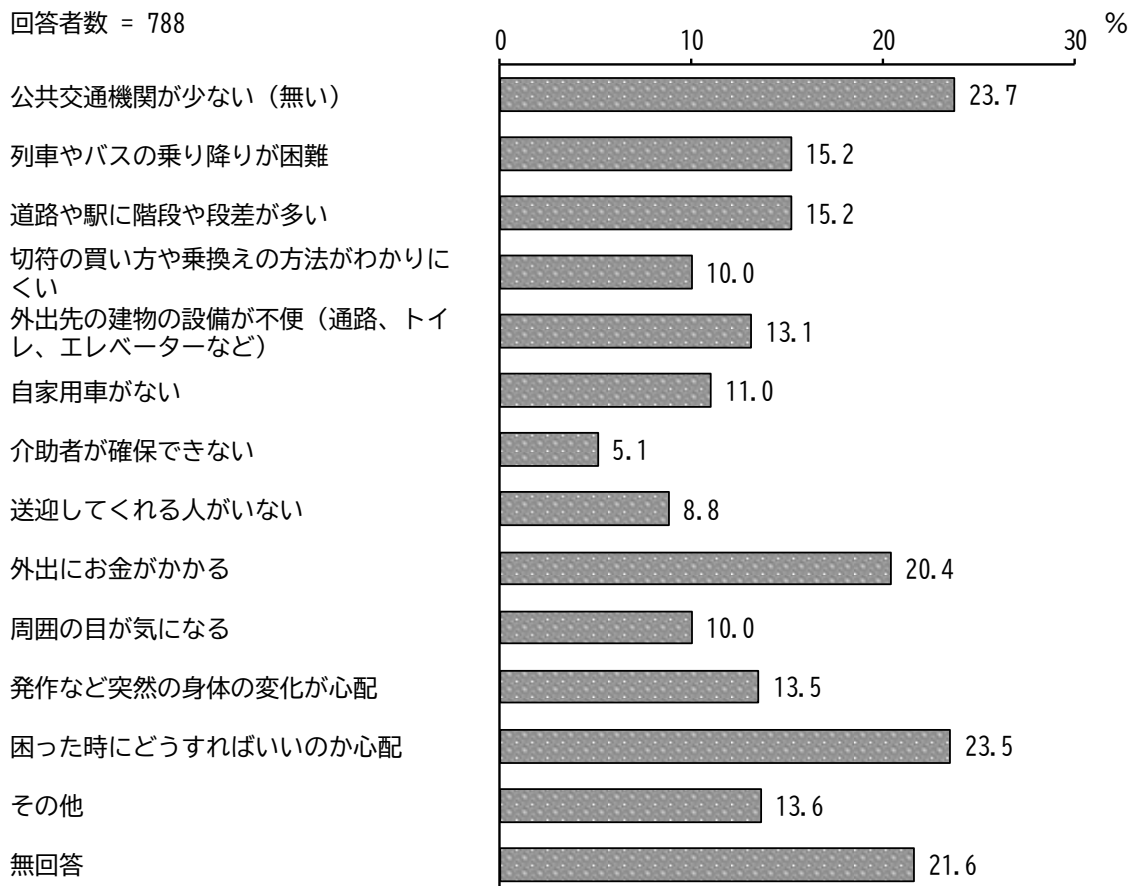
① 住まいや生活について

ア 外出する時に困ること

【障害者調査】

「公共交通機関が少ない（無い）」の割合が23.7%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が23.5%、「外出にお金がかかる」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 788

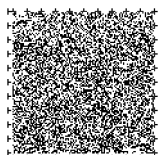
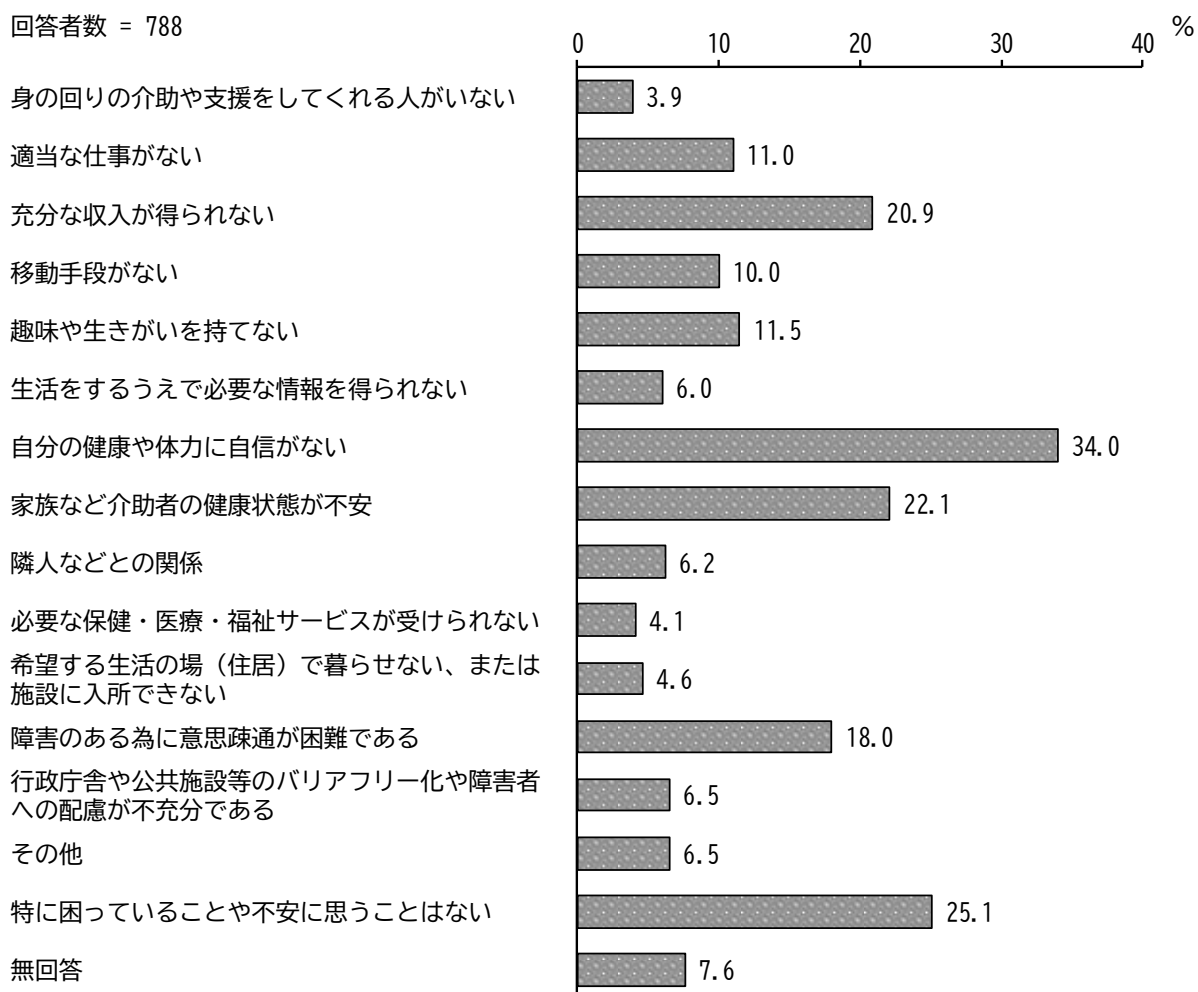


イ ふだんの暮らしで困ること

【障害者調査】

「自分の健康や体力に自信がない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安に思うことはない」の割合が25.1%、「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が22.1%となっています。

回答者数 = 788

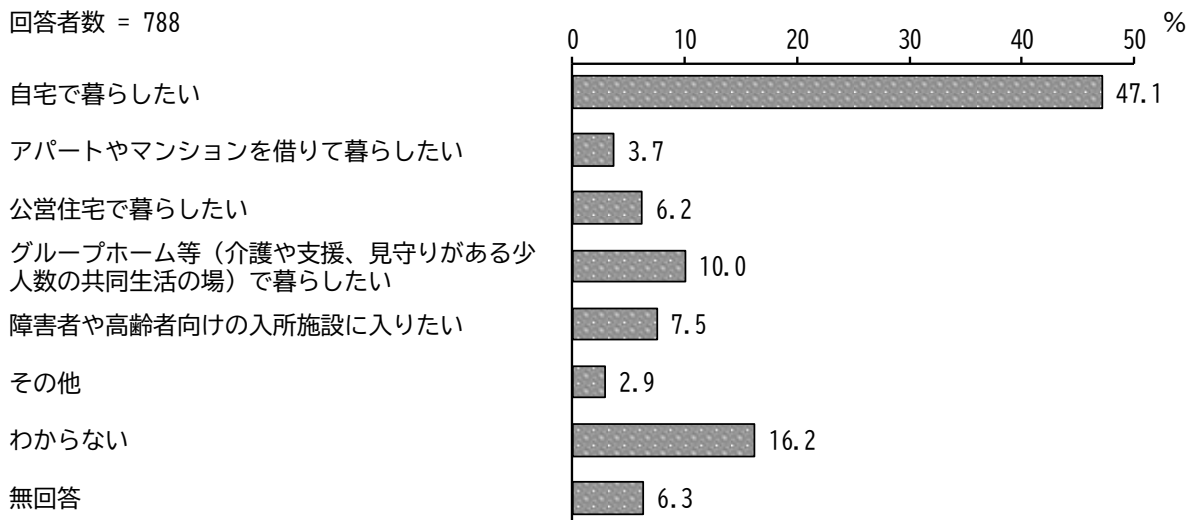


ウ 将来希望する暮らし方

【障害者調査】

「自宅で暮らしたい」の割合が47.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が16.2%、「グループホーム等（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい」の割合が10.0%となっています。

回答者数 = 788

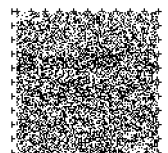


<障害種別>

障害種別にみると、療育手帳で「グループホーム等（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい」の割合が高くなっています。

区分	回答者数	自宅で暮らしたい	アパートやマンションを借りて暮らしたい	公営住宅で暮らしたい	グループホーム等（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい
全 体	788 件	47.1%	3.7%	6.2%	10.0%
身体障害者手帳	486 件	57.4%	1.6%	6.0%	5.1%
療育手帳	279 件	21.9%	5.4%	5.4%	22.9%
精神障害者保健福祉手帳	116 件	41.4%	6.0%	12.1%	8.6%
持っていない（自立支援のみ）	9 件	66.7%	11.1%	—	—

区分	障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい	その他	わからない	無回答
全 体	7.5%	2.9%	16.2%	6.3%
身体障害者手帳	7.2%	1.2%	15.0%	6.4%
療育手帳	12.2%	5.4%	19.7%	7.2%
精神障害者保健福祉手帳	6.9%	3.4%	16.4%	5.2%
持っていない（自立支援のみ）	—	11.1%	—	11.1%



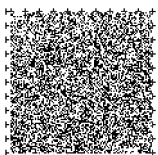
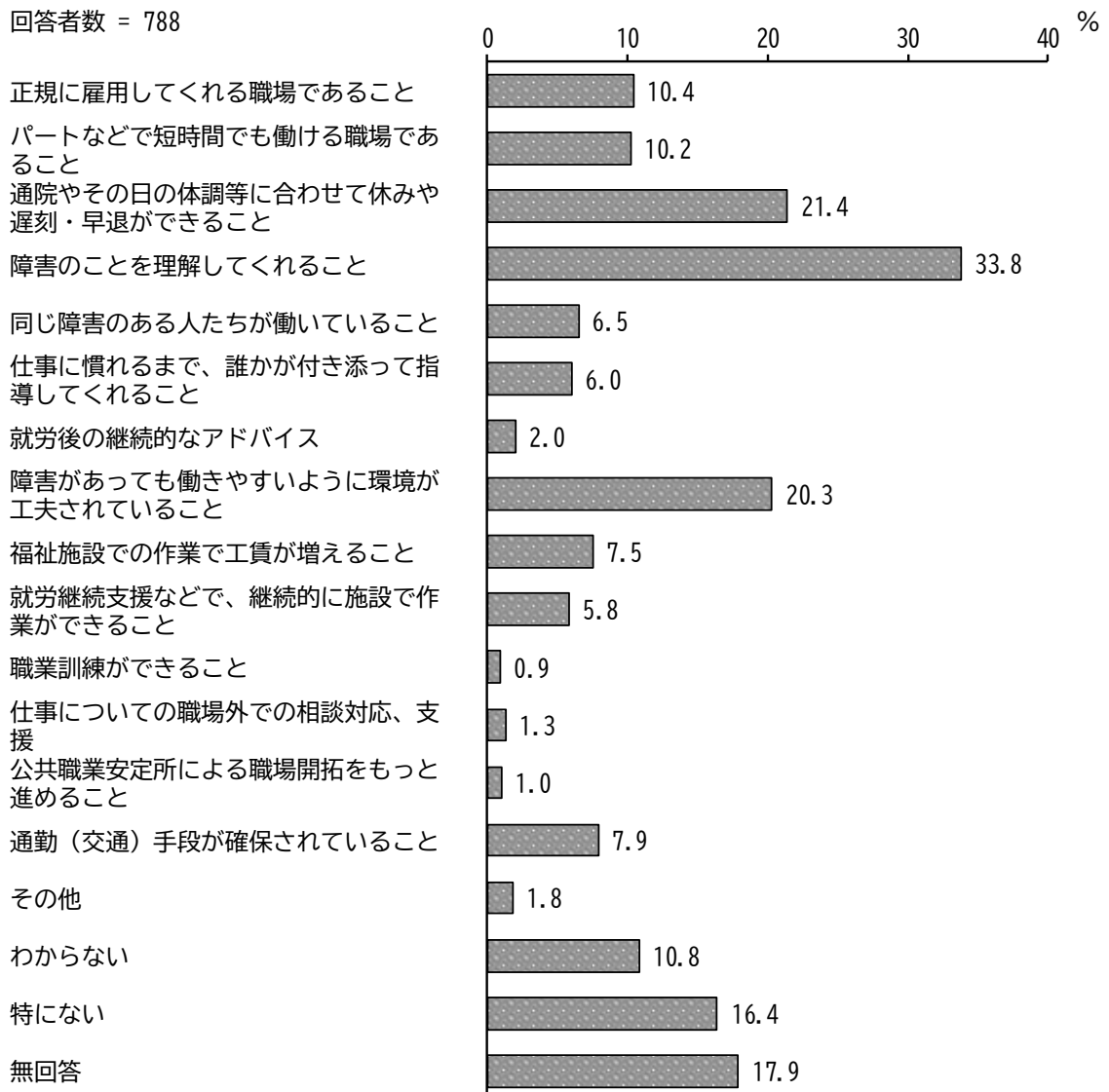
② 仕事について

ア 仕事をする上で特に望むこと

【障害者調査】

「障害のことを理解してくれること」の割合が33.8%と最も高く、次いで「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」の割合が21.4%、「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」の割合が20.3%となっています。

回答者数 = 788

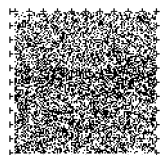


<障害種別>

障害種別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」「障害のことを理解してくれること」の割合が、療育手帳で「障害のことを理解してくれること」の割合が高くなっています。

区分	回答者数	正規に雇用してくれる職場であること	パートなどで短時間でも働ける職場であること	通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること	障害のことを理解してくれること	同じ障害のある人たちが働いていること	仕事に慣れるまで、誰かが付き添って指導してくれること	就労後の継続的なアドバイス	障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること	福祉施設での作業で工資（賃金）が増えること
全 体	788 件	10.4%	10.2%	21.4%	33.8%	6.5%	6.0%	2.0%	20.3%	7.5%
身体障害者手帳	486 件	10.7%	9.3%	22.0%	30.0%	5.6%	2.9%	1.0%	17.7%	3.5%
療育手帳	279 件	9.3%	7.5%	11.8%	40.1%	12.2%	11.1%	3.6%	22.9%	15.4%
精神障害者保健福祉手帳	116 件	10.3%	13.8%	39.7%	42.2%	6.9%	8.6%	1.7%	23.3%	8.6%
持っていない (自立支援のみ)	9 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	就労継続支援などで、継続的に施設で作業ができること	職業訓練ができること	仕事についての職場外での相談対応、支援	公共職業安定所による職場開拓をもつと進めること	通勤（交通）手段が確保されていること	その他	わからない	特にない	無回答
全 体	5.8%	0.9%	1.3%	1.0%	7.9%	1.8%	10.8%	16.4%	17.9%
身体障害者手帳	2.3%	0.6%	1.0%	1.0%	5.1%	1.6%	9.9%	20.2%	21.8%
療育手帳	13.3%	1.4%	1.4%	1.1%	10.8%	0.7%	11.5%	12.2%	11.5%
精神障害者保健福祉手帳	5.2%	0.9%	3.4%	0.9%	12.9%	5.2%	10.3%	4.3%	17.2%
持っていない (自立支援のみ)	—	—	—	—	—	—	44.4%	55.6%	—



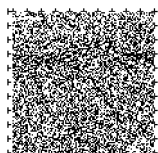
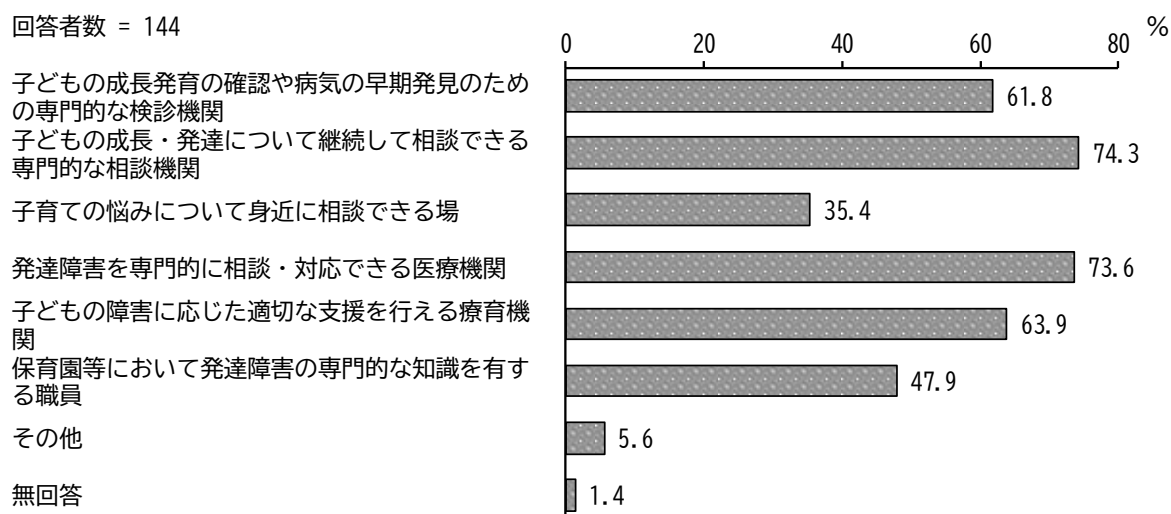
③ 療育や学校について

ア 療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源

【障害児調査】

「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」の割合が74.3%と最も高く、次いで「発達障害^{※15}を専門的に相談・対応できる医療機関」の割合が73.6%、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」の割合が63.9%となっています。

回答者数 = 144



※15 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。脳に何らかの機能不全が生じることにより、コミュニケーション能力、集中力、学習能力などがうまく働かず、生活に支障をきたす状態。

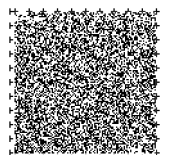
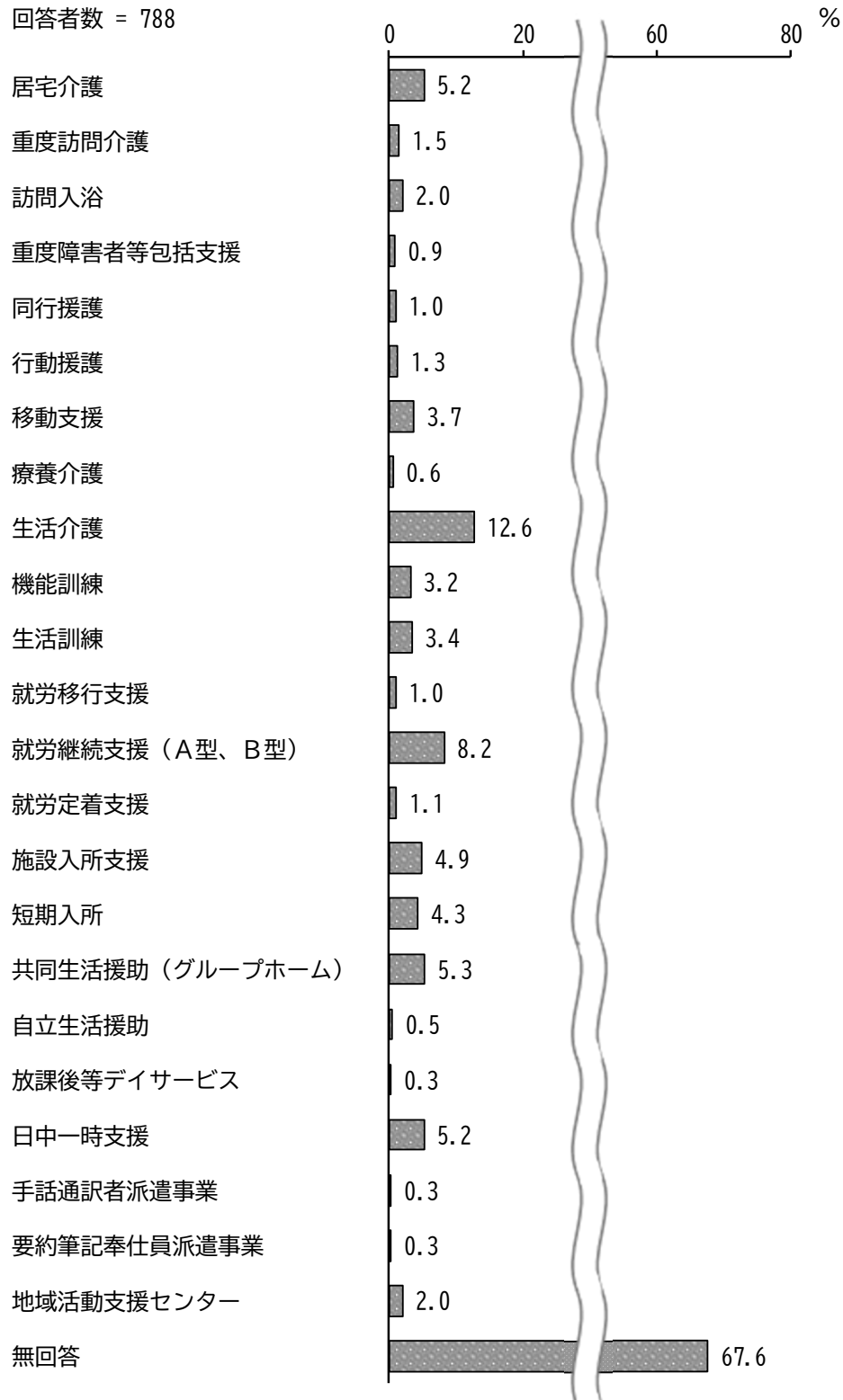
④ 障害福祉サービスについて

ア 現在利用している福祉サービス

【障害者調査】

「生活介護」の割合が12.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 788

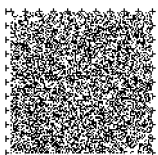
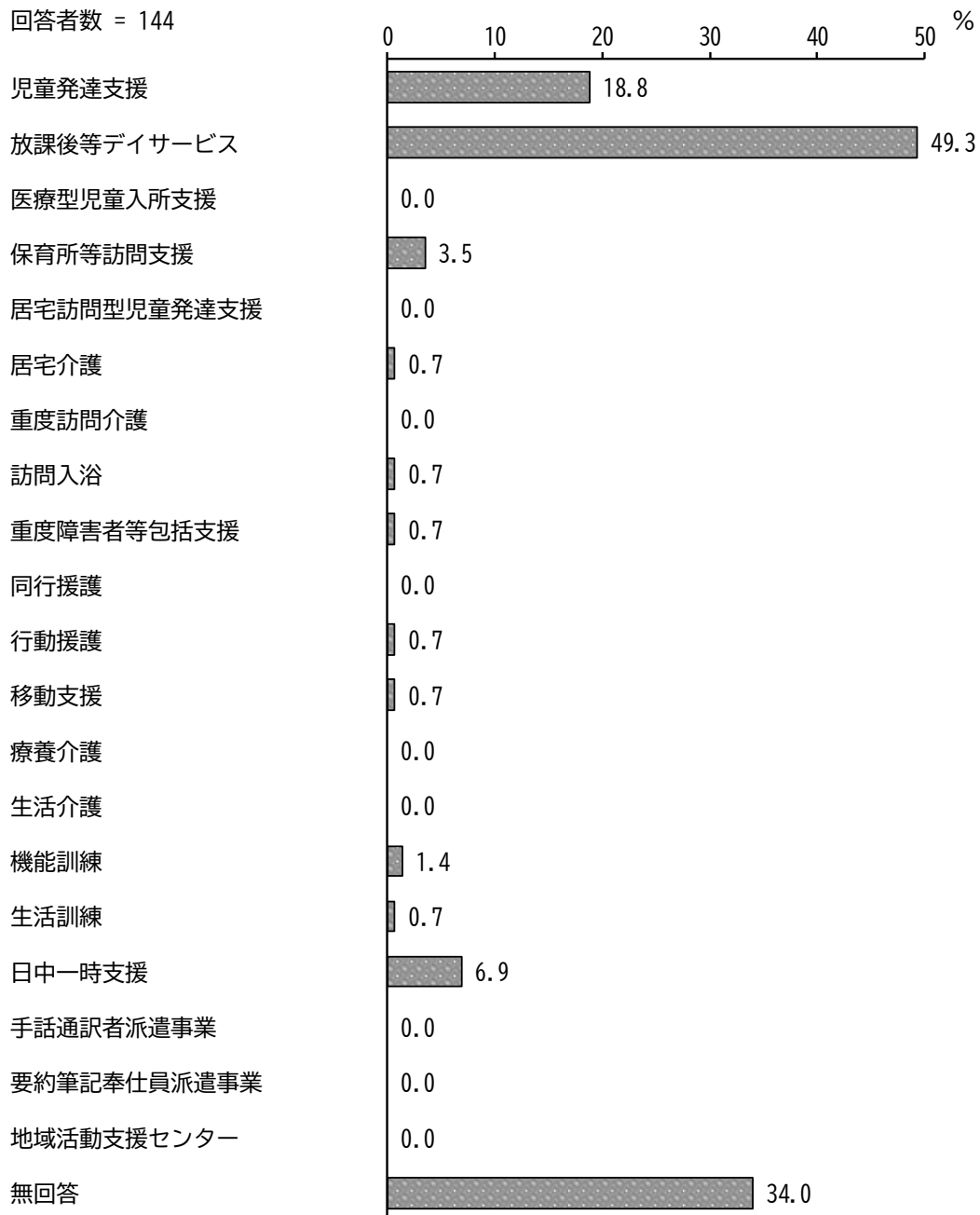


第2章 障害のある人を取り巻く環境

【障害児調査】

「放課後等デイサービス」の割合が49.3%と最も高く、次いで「児童発達支援」の割合が18.8%となっています。

回答者数 = 144

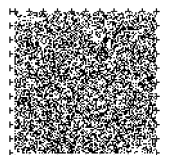
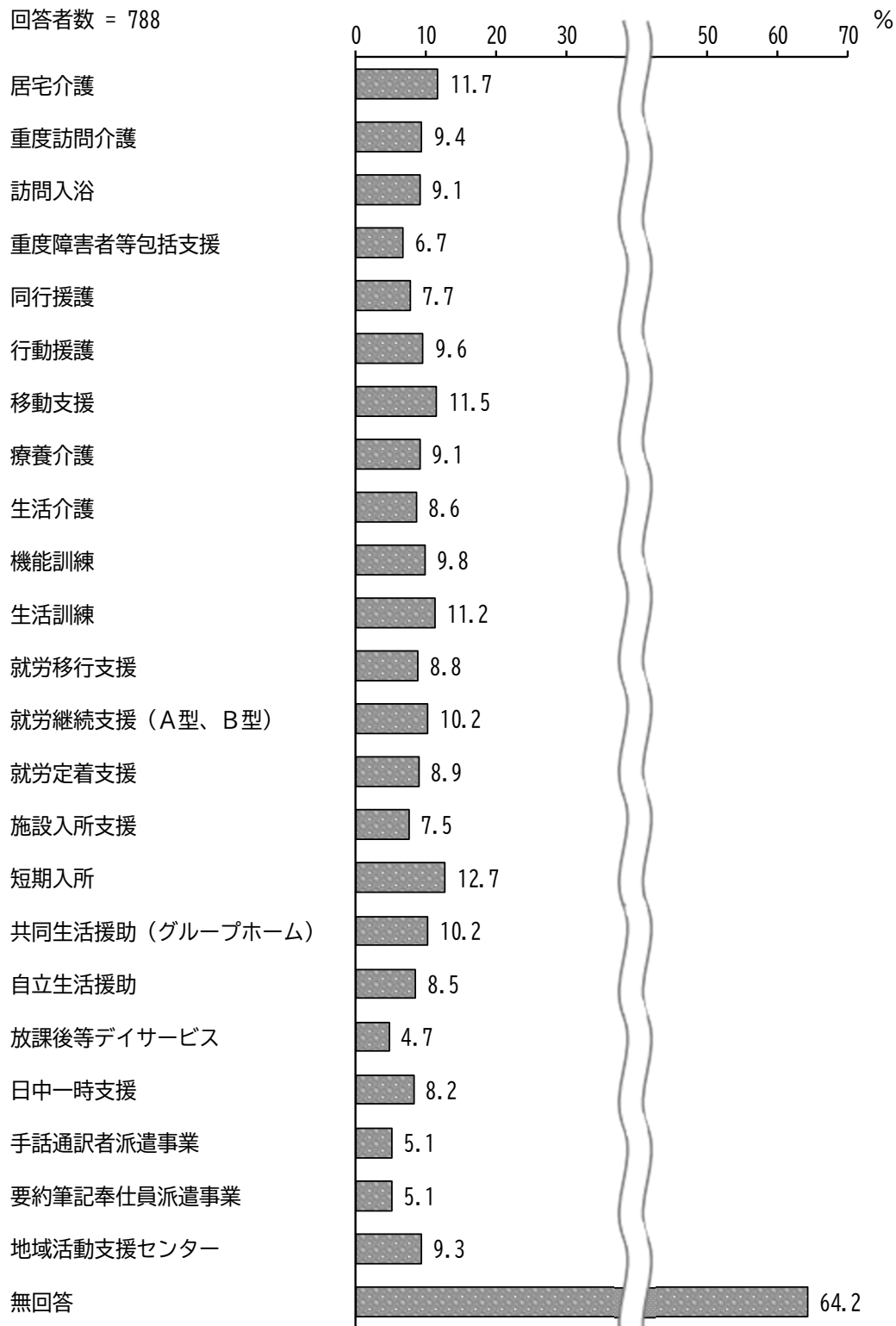


イ 今後利用したい福祉サービス

【障害者調査】

「短期入所」の割合が12.7%と最も高く、次いで「居宅介護」の割合が11.7%、「移動支援」の割合が11.5%となっています。

回答者数 = 788

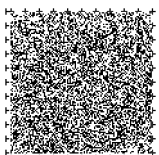
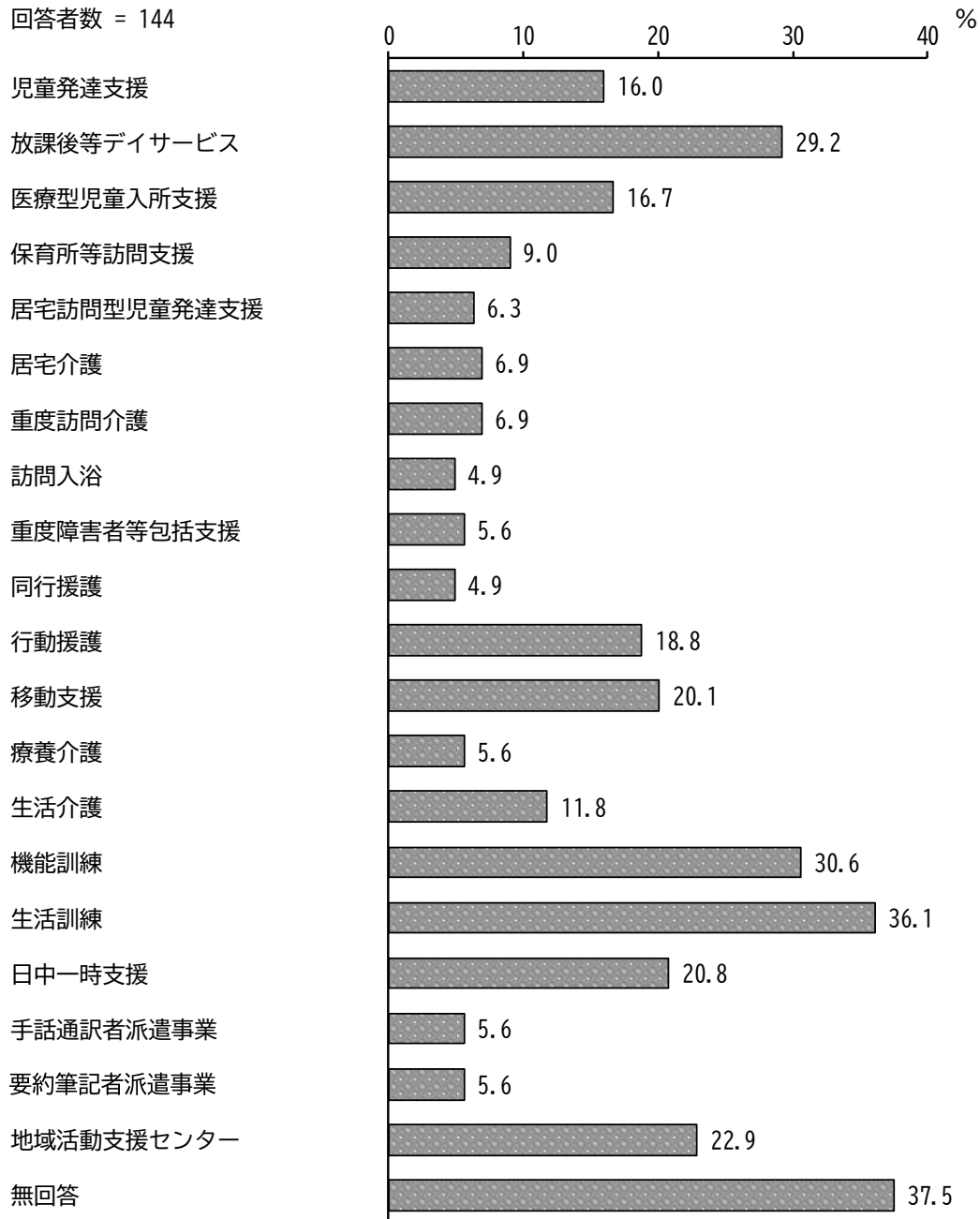


第2章 障害のある人を取り巻く環境

【障害児調査】

「生活訓練」の割合が36.1%と最も高く、次いで「機能訓練」の割合が30.6%、「放課後等デイサービス」の割合が29.2%となっています。

回答者数 = 144



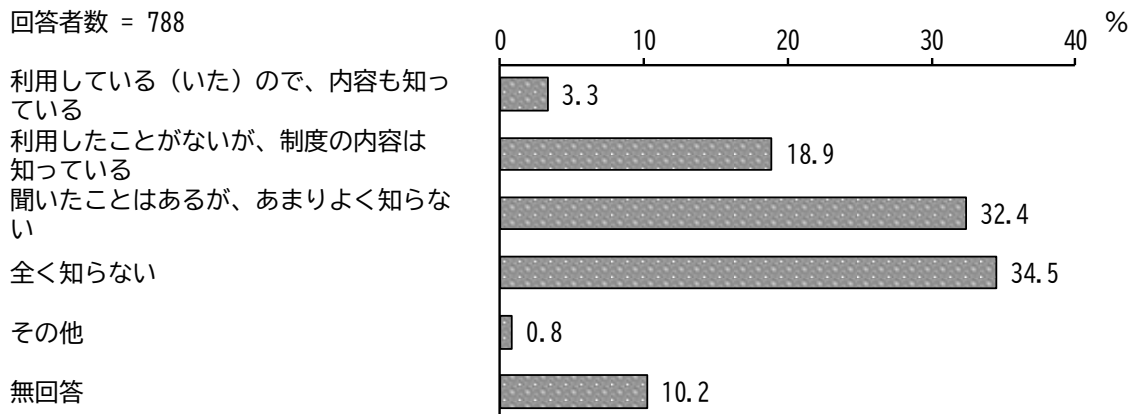
⑤ 障害者の権利擁護・理解促進について

ア 成年後見制度※16の認知度

【障害者調査】

「全く知らない」の割合が34.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」の割合が32.4%、「利用したことがないが、制度の内容は知っている」の割合が18.9%となっています。

回答者数 = 788

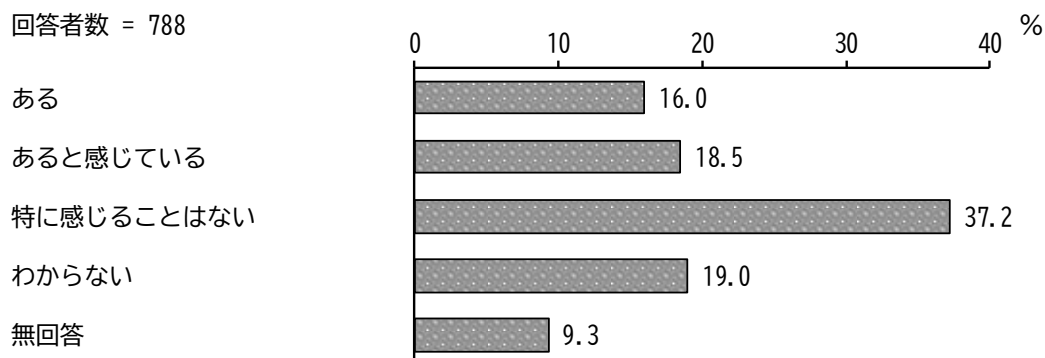


イ 差別や偏見の有無

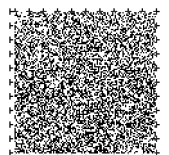
【障害者調査】

「特に感じることはない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.0%、「あると感じている」の割合が18.5%となっています。

回答者数 = 788



※16 成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。



<障害種別>

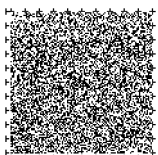
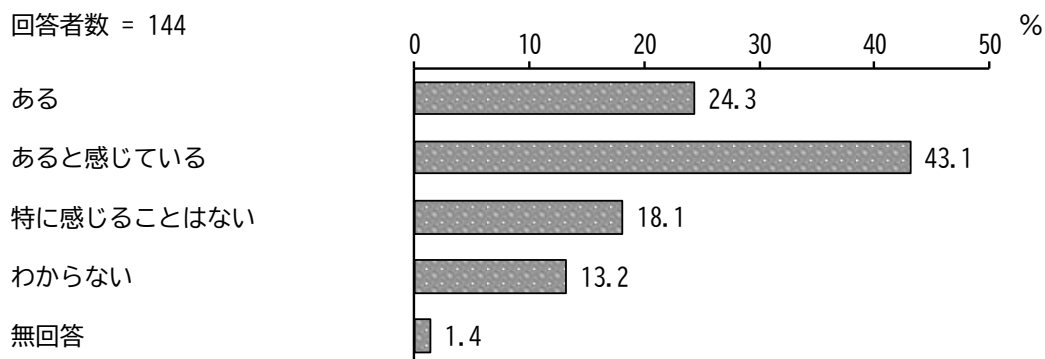
障害種別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「ある」の割合が、身体障害者手帳で「特に感じることはない」の割合が高くなっています。

区分	回答者数	ある	あると感じている	ない 特に感じることは	わからない	無回答
全 体	788 件	16.0%	18.5%	37.2%	19.0%	9.3%
身体障害者手帳	486 件	13.8%	17.9%	42.4%	15.8%	10.1%
療育手帳	279 件	17.2%	22.6%	28.0%	23.3%	9.0%
精神障害者保健福祉手帳	116 件	27.6%	19.8%	26.7%	18.1%	7.8%
持っていない（自立支援のみ）	9 件	11.1%	—	44.4%	44.4%	—

【障害児調査】

「あると感じている」の割合が43.1%と最も高く、次いで「ある」の割合が24.3%、「特に感じることはない」の割合が18.1%となっています。

回答者数 = 144



3 成果目標等の達成状況

石巻市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、国の指針に基づき、次の各項目において、令和5年度における成果目標及び活動指標を定めました。以下は、令和4年度末までの達成状況です。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者がグループホーム等へ移行することを目指した目標においての令和4年度末までの達成状況です。

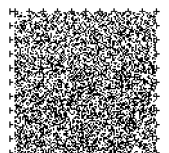
地域生活移行者数は、令和4年度末時点では、3人となっており、目標を下回っています。

施設入所者数は、令和4年度114人で令和元年度から削減数は6人と目標を達成していますが、施設退所数には、地域移行者の他、死亡、入院等による退所者が含まれており、地域移行による削減とはなっていません。

施設入所者の中には、障害の重度化や高齢化により、地域生活への移行が難しい面もあるほか、在宅で生活されている方の中には、家庭の状況や障害の程度等により施設入所を希望する方も一定数いることから、本人の移行に沿った地域移行を進める一方で施設への受け入れを確保していくことも必要です。

■石巻市の成果目標と現状

項 目	令和元年度			備 考
【基準値】 令和元年度末時点の 入所者数（A）	120 人			令和元年度末時点入所者数
項 目	目標値	実績値		備 考
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	
【目標値】 令和5年度末の 地域生活移行者（B）	8 人	2 人	3 人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
	6.7%	1.7%	2.5%	移行割合（B／A）
【目標値】 施設入所者 削減目標数（C）	2 人	5 人	6 人	
	1.7%	4.2%	5.0%	削減割合（C／A）



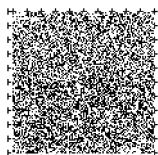
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムのことをいいます。

石巻市では、石巻市女川町自立支援協議会活用の上で、東松島市の自立支援協議会と共同で、精神科の医療従事者を交えた保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。令和3年度の開催予定が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期となりましたが、令和4年度には同じ社会資源を有している石巻圏域（石巻市・東松島市・女川町）において、精神科の医療従事者を交えて当初開催予定であった協議会を開催しました。

具体的に、令和4年度の実施内容は、制度設計に携わった方を講師として招き、制度理解のための研修会を開催しました。今後は、地域生活への移行や安定した生活の構築のためのより具体的な協議を行う予定としています。

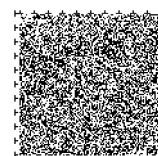
共同生活援助、自立生活援助の利用実績では、計画値を上回り、精神障害のある人のニーズの高まりがうかがえます。今後も精神障害のある人へのサービス提供体制を確保していく必要があります。



■石巻市の活動指標と実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画値	1 回	1 回	1 回
	実績値	0 回	1 回	0 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画値	8 人	8 人	8 人
	実績値	0 人	32 人	0 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画値	1 回	1 回	1 回
	実績値	0 回	0 回	0 回
精神障害者の地域移行支援利用者数	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人
精神障害者の地域定着支援利用者数	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人
精神障害者の共同生活援助利用者数	計画値	67 人	71 人	76 人
	実績値	82 人	83 人	84 人
精神障害者の自立生活援助利用者数	計画値	0 人	0 人	0 人
	実績値	3 人	2 人	0 人

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等は、障害のある人の重度化や高齢化、「親なきあと」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう機能を持った場所及び体制のことです。

石巻市では、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、令和元年度に基幹相談支援センターを中心とした緊急時等の相談支援対応における体制整備を行っています。

複合的な課題を抱えている障害のある人に適切に対応していくためには、支援体制の整備や相談支援事業所等が共通認識を持つ必要があり、そのためのマニュアル作成等について、石巻市女川町自立支援協議会において検討を重ねています。

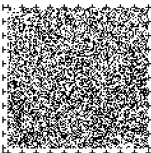
なお、これまでの支援実例として、家族の疾病により、生活面のサポートが急遽必要な障害のある人に対するショートステイの実施等があります。

アンケート調査の結果では、今後利用したいと思う福祉サービスについて、「短期入所」の割合が最も高くなっており、緊急時の受け入れ対応が可能な体制を強化していくことが必要です。

■石巻市の成果目標と現状

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	1回	2回	1回

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



(4) 福祉施設利用者の一般就労^{※17}への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行及び定着を進めるための目標においての令和4年度末までの達成状況です。

福祉施設のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じての一般就労への移行者数は令和4年度で20人となっており、目標達成に近くなっています。

また、就労定着支援事業の利用率は令和4年度で2割と目標に対して開きがあります。

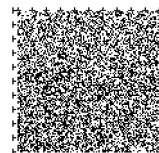
このことは、石巻圏域において就労定着支援事業を利用できる事業所が少ないことも一因であると考えられます。なお、本市では石巻地域就業・生活支援センターが就労アドバイザー事業を行うことで、就労定着の支援を行っております。

就労移行支援と併せて就労定着支援の制度の周知を図っていくとともに、ハローワーク及び石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労への移行支援を図ります。

■石巻市の成果目標と現状

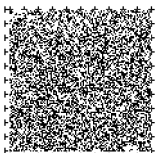
項 目	令和元年度		
【基準値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者（A）	17人		
うち就労移行支援事業の利用者数（B）	13人		
うち就労継続支援A型事業の利用者数（C）	2人		
うち就労継続支援B型事業の利用者数（D）	0人		
項 目	目標値	実績値	
	令和5年度	令和3年度	令和4年度
【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者（E）	22人	18人	20人
（E / A）	1.29倍	1.06倍	1.18倍
うち就労移行支援事業の利用者数（F）	17人	8人	14人
（F / B）	1.30倍	0.62倍	1.08倍
うち就労継続支援A型事業利用者数（G）	3人	7人	3人
（G / C）	1.50倍	3.50倍	1.50倍
うち就労継続支援B型事業利用者数（H）	2人	3人	1人

※17 一般就労：一般の企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。



第2章 障害のある人を取り巻く環境

項 目	目標値	実績値	
	令和5年度	令和3年度	令和4年度
【目標値】 就労定着支援事業の利用率 （令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうちの就労定着支援事業の利用率）	7割	3割 ※一般就労移行者 13人中4人が就 労定着支援利用	2割 ※一般就労移行者 9人中2人が就労 定着支援利用
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合 （令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合）	7割	※石巻市内の対象 となる就労定着事 業所数 0	※石巻市内の対象 となる就労定着事 業所数 0



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すための目標値です。

児童発達支援センター^{※18}については、石巻市かもめ学園において、障害福祉サービス事業所の指定要件の1つである保育所等訪問支援の指定を令和2年度に取得しました。それ以前に指定を取得している障害児相談支援、児童発達支援事業等と合わせて児童発達支援センターに準ずる機能を持ったことから、同園を活用しながら、重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、引き続き児童発達支援センターの設置に向けて検討します。

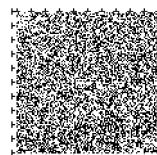
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、石巻市女川町自立支援協議会障害児支援部会及び相談支援部会を協議の場として、医療的ケア児の支援について検討しております。

医療的ケア児等コーディネーター^{※19}については、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみに配置しており、医療的ケア児に対する相談支援やその後の専門機関へのつなぎ等を行っています。医療的ケア児等コーディネーターからの専門的なアドバイスが、医療的ケア児の保育所通所につながっています。

重症心身障害児を支援する事業所の確保については未達成となっていますが、アンケート調査の結果では、今後利用したいと思う福祉サービスについて「放課後等デイサービス」の割合が高くなっている等、今後も障害児福祉サービスのニーズが高まることがうかがえることから、重症心身障害児の受け入れ対応が可能な体制を充実していくことが必要です。

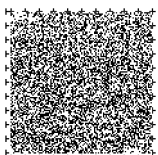
※18 児童発達支援センター：児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

※19 医療的ケア児等コーディネーター：人工呼吸器を装着している障害児や重症心身障害児者等の日常生活を営むために医療等を要する状態にある障害児の支援を総合調整する人材。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ支援を行う。



■石巻市の成果目標と現状

項 目		目 標	実績値	
			令和3年度	令和4年度
児童発達支援センターの設置		令和5年度末時点の設置数 1 か所	未設置	未設置
保育所等訪問支援の利用体制		令和5年度末時点の事業所の数 2 か所	1 か所	1 か所
主に重症心身障害児を支 援する児童発達支援事業 所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保	児童発達支援 事業所	令和5年度末時点の事業所の数 1 か所	0 か所	0 か所
	放課後等デイサ ービス事業所	令和5年度末時点の事業所の数 2 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置		令和3年度に石巻市・女川町圏 域で設置	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーデ ィネーターの配置見込人数		令和3年度：2 名 令和4年度：2 名 令和5年度：2 名	1 名	2 名



(6) 相談支援体制の充実・強化等

石巻市においては、平成26年度から地域における相談支援の中核的な役割を担う石巻市・女川町圏域で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の構築を図っています。

基幹相談支援センターによる相談支援事業者の人材育成の支援として、事例検討会及びmini学習会を行いました。

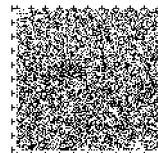
連携強化の取組においては、毎月の障害者相談支援定例会や石巻市女川町自立支援協議会の各部会の活動を通じて、事例検討の実施や、相談支援事業所や障害児支援・就労支援に係る事業所、行政機関等と情報共有を行いました。

計画値を下回る実績値となっており、引き続き、基幹相談支援センターと相談支援事業者との連携を強化し、事業所への指導・助言や人材育成のための研修会等の実施等を働きかけていく必要があります。

■石巻市の活動指標及び実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画値	120 件	120 件	120 件
	実績値	105 件	101 件	121 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	計画値	28 件	28 件	28 件
	実績値	22 件	27 件	20 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画値	80 回	80 回	80 回
	実績値	72 件	72 件	58 件

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組です。

相談支援事業所の相談支援員に限らず、市職員に向けた障害特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修を実施することにより、サービス提供の質の向上につなげています。

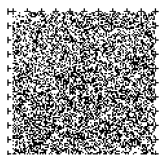
また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤があった場合は、事業所に対して随時指摘し、その審査結果について共有しています。

引き続き、県が実施する研修へ積極的に参加する等取り組みを継続していくことが必要です。

■石巻市の活動指標及び実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	計画値	20人	20人	20人
	実績値	10人	19人	10人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	計画値	1回	1回	1回
	実績値	随時	随時	随時

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム^{※20}やペアレントトレーニング^{※21}等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが必要です。

取組として、石巻市かもめ学園において、かもめ学園の利用児童の保護者を対象に、ペアレントプログラムを実施しています。

ペアレントメンター^{※22}の人数は、宮城県発達支援センターでの登録者数となっています。ピアサポート^{※23}活動については未実施となっています。

今後はペアレントメンターがピアサポート活動につながるよう、ピアサポートの活用を促進していくことが必要です。

■石巻市の活動指標及び実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	計画値	7人	7人	7人
	実績値	6人	6人	7人
ペアレントメンターの人数	計画値	5人	6人	7人
	実績値	5人	5人	5人
ピアサポートの活動への参加人数	計画値	5人	6人	7人
	実績値	0人	0人	0人

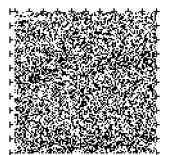
※令和5年度の実績値は12月末時点の数値

※20 ペアレントプログラム：厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発されたプログラム。

※21 ペアレントトレーニング：ペアレントプログラムと同じく子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもの特性を理解し、問題行動の減少を目標としたトレーニングであり、専門性が求められる内容となっている。

※22 ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じような発達障害のある児童を持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等の活動を行っている。

※23 ピアサポート：ピアとは、「仲間、同輩、対等者」。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも実施されている。



4 重点事業の達成状況

石巻市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、第4次障害者計画の重点施策を効果的に推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間において、優先的に取り組むべき重点事業を定めました。以下は、令和4年度末までの達成状況です。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

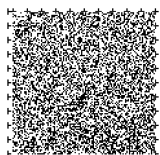
障害者理解促進講演会の開催及び出前講座の実施、障害者週間^{※24}の際には、市内大型商業施設においてイベントを開催（自立支援協議会主催）等、啓発活動に取り組みました。

また、市職員が事務や事業を行うにあたり、障害を理由とした差別を行わず適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領」に基づき、職員研修を実施しました。

これらの取り組みにより、障害を理由とする差別の禁止及び障害や障害のある人への理解促進に努めてきましたが、アンケート調査の結果では、障害のある人への差別や偏見があると感じている人も3割以上みられ、特に、精神障害のある人で多くなっていることから、引き続き障害や障害のある人の理解を深めるための広報・啓発活動を行っていく必要があります。

第4次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成			
	施策1－1 障害を理由とする差別の解消の推進			
重点事業	広報・啓発活動の推進			
概 要	障害による差別を解消するため、地域の障害や障害のある人の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座・イベント等開催及び団体等による啓発活動の回数	計画値	7回	10回	15回
	実績値	7回	8回	10回

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



※24 障害者週間：障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

(2) 相談支援体制の確保

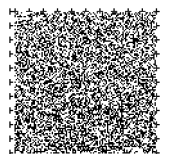
相談支援体制は、市障害福祉課窓口のほか、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ及び4か所の委託相談支援事業所において、障害のある人の福祉に関する様々な相談内容に応じて、情報提供や必要な福祉サービスが受けられるようにするための支援等を行っております。

また、毎月の委託相談支援事業所を対象とした定例会での相談支援事業所の現状や地域の課題を把握するための情報共有や自立支援協議会を通じた事例検討会及び学習会を行い、相談支援専門員の質の向上及び相談支援事業所間の連携に取り組んでいます。

相談支援事業所等の相談件数は、増加傾向にあり、一人ひとりの相談内容は多岐にわたり複雑化した相談内容も見受けられます。そのような相談内容に対応するため、より一層の相談員の質の向上及び相談支援を適切に行っていくための連携強化により引き続き相談支援体制の充実を図っていくことが求められます。

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進			
	施策2-1 相談支援体制の確保			
重点事業	相談機能の充実			
概 要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築します。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市職員及び相談支援員 (委託相談支援事業 所)の研修会の参加延 人数	計画値	60人	60人	60人
	実績値	53人	118人	103人

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



(3) 生活支援体制の充実

地域生活支援拠点等の整備においては、面的整備型として、市と基幹相談支援センターを中心とした緊急時対応体制の整備を既に実施しています。

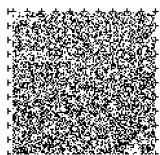
主な例として、家族の疾病による緊急的な短期入所の利用や自立生活が困難となった相談者を早期にグループホーム入居へつなぐ等早期的な支援を実施しています。

令和4年度の地域生活支援拠点等の機能を活用した緊急時対応の実績は、6件ありました。

引き続き、市と基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所と連携しながら実施するとともに、石巻市女川町自立支援協議会を通じて機能の充実を図るための検討や協議を行っていく必要があります。

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進			
	施策2-3 生活支援体制の充実			
重点事業	地域生活支援拠点等の機能の充実			
概 要	障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、現状の課題を把握し、地域生活支援拠点等の必要な機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の強化、充実を図ります。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループホームを体験利用した人数（体験の機会・場を提供する機能）	計画値	6人	8人	10人
	実績値	18人	11人	8人

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



(4) 発達・療育支援環境の充実

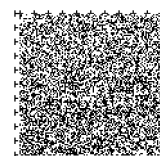
児童発達支援センターについては、石巻市かもめ学園において、障害福祉サービス事業所の指定要件の1つである保育所等訪問支援の指定を令和2年度に取得し、それ以前に指定を取得している障害児相談支援、児童発達支援事業等と合わせて児童発達支援センターに準ずる機能が確保されました。

アンケート調査の結果では、療育支援への対応として特に必要と思う社会資源として「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」が求められており、石巻市かもめ学園を活用しながら、重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、引き続き児童発達支援センターの設置に向けて、関係機関との情報共有、具体的手法を検討していくことが必要です。

第4次 障害者計画	基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進			
	施策3-1 発達・療育環境の充実			
重点事業	障害児への切れ目のない支援体制の構築			
概 要	ライフステージ※25に応じた支援体制整備に向け、切れ目のない障害児支援の拠点となる施設（児童発達支援センター）の設置を目指します。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター の設置	計画値	検討（役割・機能）	検討（事業内容）	設置
	実績値	検討	検討	検討

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値

※25 ライフステージ：人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期等に分けた段階。



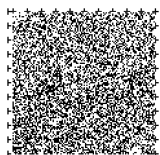
(5) 多様な就労への支援

就労支援施設等製品販売会については、市役所1階において、週1回販売会を開催しています。また、市主催の講演会の際にも実施する等、障害のある人の就労に関する理解の場の確保と製品の販売支援を行っています。

引き続き、福祉的就労^{※26}における工賃（賃金）向上に向け、受注拡大への取組を継続していくことが求められます。

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり			
	施策4-1 多様な就労への支援			
重点事業	障害者施設等からの物品購入等の推進			
概 要	福祉的就労における工賃（賃金）向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害のある人の自立と社会参加促進を図ります。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労支援施設等製品販売会の開催日数	計画値	50 日	55 日	60 日
	実績値	43 日	52 日	43 日

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値



※26 福祉的就労：障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害のある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。（対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等。）

(6) 一般就労の推進

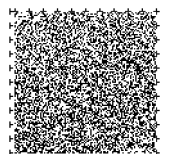
障害のある人の就業機会の拡大と雇用促進を図るため、ハローワーク石巻主催「障害者就職面接会」の開催にあたり、石巻市として運営協力を行っています。

一般民間企業の法定雇用率^{※27}は2.3%であり、それを下回る状況となっています。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業を通じての一般就労への移行を進めるとともに、企業に対して安心して働ける環境づくりに向けて働きかけていく必要があります。

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり			
	施策4-2 一般就労の推進			
重点事業	雇用・就労の促進			
概 要	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内企業の障害者雇用率	計画値	2.20%	2.25%	2.30%
	実績値	2.06%	2.05%	2.15%

※27 法定雇用率（障害者雇用率）：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけられている割合。雇用義務のある障害者は、身体障害のある人又は知的障害のある人であるが、平成30年4月から新たに精神障害のある人を追加。従業員43.5人以上の事業主に雇用が義務付けられており、令和5年度より、国、地方公共団体等は3.0%、民間企業は2.7%に引き上げられた。



(7) 移動支援の充実

移動支援系（行動援護・同行援護・移動支援）サービスの利用はほぼ横ばいで目標値を下回る状況となっています。

アンケート調査の結果では、利用したくても利用できないサービスについて、「移動支援」は上位となっており、サービス利用の充実に向け、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図り、また、利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、関係機関や事業所との連携を図ります。

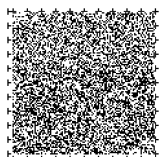
第4次 障害者計画	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり			
	施策5－1 移動支援の充実			
重点事業	移動支援系（行動援護・同行援護・移動支援）サービスの充実			
概 要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。			
指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービスの利用者数	計画値	176 人	188 人	200 人
	実績値	158 人	154 人	147 人

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値

サービスの利用状況（年間実績）

		行動援護	同行援護	移動支援	計
令和3年度	利用人数	17 人	4 人	137 人	158 人
	利用時間	1,710 時間	178 時間	4,592 時間	6,480 時間
令和4年度	利用人数	12 人	4 人	138 人	154 人
	利用時間	2,015 時間	314 時間	6,267 時間	8,596 時間
令和5年度	利用人数	12 人	4 人	131 人	147 人
	利用時間	1,315 時間	344 時間	4,660 時間	6,319 時間

※令和5年度の実績値は12月末時点の数値





計画の基本的な方向

Ⅱ 1 基本理念

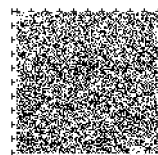
石巻市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成29年9月に制定しています。

地域共生社会の考え方の下、地域で共に暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指しています。

本計画は、石巻市第4次障害者計画の基本理念「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」のもと、障害のある人の自立した生活の支援や障害のある人を取り巻く社会環境の改善、支援体制の充実を目指して取り組んでいきます。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり



Ⅱ 2 令和8年度における成果目標等

「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標等を設定するよう示されています。本計画においては、石巻市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

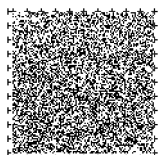
障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

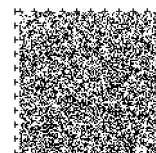
■石巻市の考え方

- 令和2年度から令和4年度までの地域移行者数は、3人となっており、地域生活への移行者が少ない状況です。令和8年度末の地域移行者数については、障害のある人の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進め、令和4年度末の施設入所者数の6%以上の7人と設定します。
- 施設入所者削減数については、家庭の状況や障害の程度等により施設入所に対するニーズもある中で、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため、数値目標は設定しないこととします。



■石巻市の成果目標

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数（A）	114人	令和4年度末時点入所者数
【目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数（B）	7人	入所施設からのグループホーム等への移行見込者数
	6%	移行割合（B／A）
【目標値】 令和8年度末施設入所者削減数		目標値は設定しない



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、協議を実施します。

■国が示す基本的な考え方

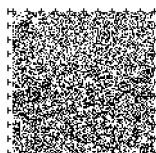
○精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進するため、市町村には、精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての活動指標を設定することを求めている。

■石巻市の考え方

○石巻市では、石巻市女川町自立支援協議会活用の上で、石巻市と女川町、東松島市と協定をし、精神科の医療従事者を交えた保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、令和4年度から協議を開催しています。地域生活への移行や安定した生活の構築のためのより具体的な協議を行うとともに、精神障害のある人のニーズの高まりを鑑み、グループホーム等の提供を確保し、精神障害のある人の自立支援の充実を図ることとし、下記のとおり、活動指標を設定します。

■石巻市の活動指標

項 目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	80人	80人	80人
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数【新設】	8人	8人	8人



(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるための成果目標を設定します。

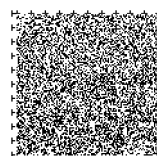
■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに強度行動障害※28を有する者に関して、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進めることを基本とする。【新設】

■石巻市の考え方

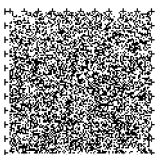
- 石巻市では、地域生活支援拠点等の設置については、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、市と基幹相談支援センターを中心とした緊急時等の相談支援対応においての体制整備を行っており、これまでの支援実例として、家族の疾病により、生活面のサポートが急遽必要な方に対するショートステイの実施等の対応を行っております。引き続き、市と基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所と連携しながら実施するとともに、運用状況を検証し、地域生活支援拠点等の有する機能の充実に努めます。
- 強度行動障害への支援体制の整備については、強度行動障害のある人及びその家族の支援ニーズを把握し、適切なサービスを提供できる体制を整備します。

※28 強度行動障害：自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。



■石巻市の成果目標及び活動指標

項 目				
地域生活支援拠点等の機能の充実				
	コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築【新設】	構築済		
	緊急時の連絡体制の構築【新設】	構築済		
	支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	年1回以上の検証及び検討		
強度行動障害への支援体制整備【新設】		令和8年度末までに整備		
項 目		計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数【新設】		5人	5人	5人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証及び検討の実施回数		2回	2回	2回



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する人数の目標値を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

- ・就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1.31倍以上とする。

- ・就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1.29倍以上とする。

- ・就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1.28倍以上とする。就労移行支援事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労

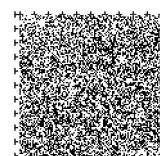
○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることを基本とする。【新設】

○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業の就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用及び福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新設】

※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労しているもの又は就労していた者の占める割合

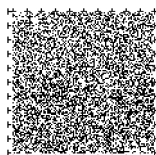


■石巻市の考え方

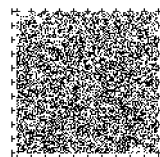
- 石巻市の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和4年度は20人となっています。前年度より増加したものの、令和4年6月1日現在の石巻管内の障害者雇用率は2.05%（法定雇用率2.3%）全国（2.25%）、宮城県2.21%）を下回っている状況にあり、引き続き、一般就労への移行を進めていく必要があることから、国の基本指針に沿った成果目標を設定します。
- 障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備等を図るとともにハローワーク、基幹相談支援センター及び石巻地域就業・生活支援センターと連携し、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援の充実を図り、一般就労への移行を進めます。
- 石巻市では、石巻市女川町自立支援協議会において、就労支援部会を設置しており、就労に関する支援力の向上や障害のある人が自らの価値観等に沿った働き方を選択し能力を発揮できるような環境づくりを目指し取り組んでいるところですが、引き続き取り組みを進め、地域の就労支援体制の強化を図ってまいります。

■石巻市の成果目標

項 目	数値等
【基準値】 令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）	18人
うち就労移行支援事業の利用者数（B）	8人
うち就労継続支援A型事業の利用者数（C）	7人
うち就労継続支援B型事業の利用者数（D）	3人
【基準値】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数（E）	8人
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数（F）	25人
	1.28倍以（F/A）
うち就労移行支援事業の利用者数（G）	11人
	1.31倍以上（G/B）
うち就労継続支援A型事業の利用者数（H）	10人
	1.29倍以上（H/C）
うち就労継続支援B型事業の利用者数（I）	4人
	1.28倍以上（I/D）
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数（J）	12人
	1.41倍以上（J/E）



項 目	数値等
【目標値】 令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合【新設】	50%
【目標値】 令和8年度において、 就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所の割合	25%
【目標値】 自立支援協議会（就労支援部会）の設置【新設】	設置済



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

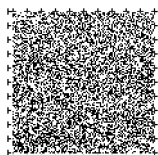
障害児のライフステージに沿って、切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。【新設】
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■石巻市の考え方

- 石巻市では、障害児通所支援等における障害のある児童及びその家族に対する支援として、石巻市かもめ学園において各種事業を実施していますが、障害のある児童の切れ目のない支援体制の構築を図るため、地域における療育支援の中核機関となる児童発達支援センターの設置を目指し、障害のある児童への支援が充実するよう努めます。
- 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害の有無に関わらず、必要な支援・配慮がなされながら、共に育ち、学ぶことができるよう、保育所等訪問支援事業、障害児保育事業、特別支援教育支援員^{※29}の配置に取り組んでいきます。
- 今後も障害児福祉サービスのニーズが高まることがうかがえることから、重症心身障害児の受け入れ対応が可能な放課後等デイサービス事業所を充実するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に努めます。



※29 特別支援教育支援員：小・中学校において、特別な教育的配慮を必要とする児童及び生徒への支援のために置かれる職員のことで、学習面・生活面等、教育活動全般においてサポートを行う。

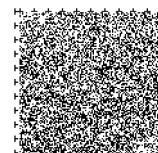
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、石巻市女川町自立支援協議会障害児支援部会を協議の場として設置しており、今後も協議の場の継続に努めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、石巻市では、基幹相談支援センターに配置されており、専門機関と連携して医療的ケア児者の支援体制の整備に努めます。

■石巻市の成果目標及び活動指標

項 目			
児童発達支援センター設置	令和８年度末時点の設置数 １か所		
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新設】	令和８年度末までに体制を構築		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和８年度末時点の事業所の数 １か所		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和８年度末時点の事業所の数 １か所		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済		
項 目	計画値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	２人	２人	２人

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進の取組

事業	概要
保育所等訪問支援事業	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。 【障害福祉課】
障害児保育事業	障害児を受け入れる民間施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図る。 【子ども保育課】
特別支援教育支援員	小中学校の通常の学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個々の状況に応じた学習及び学校生活における支援を行う。【学校教育課】



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等の推進のため、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の充実・強化を目指し、活動指標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

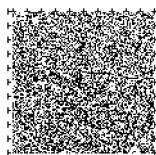
- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することを基本とする。【新設】

■石巻市の考え方

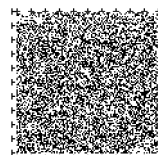
- 石巻市においては、平成26年度から石巻市・女川町で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の構築を図っていますが、更なる相談支援体制の充実・強化を目指し、下記の活動指標を設定します。
- 石巻市女川町自立支援協議会では、相談支援部会、障害児支援部会、就労支援部会、理解促進部会の4つの専門部会が設置され、地域課題の解決に向けて活発に活動しています。今後も、基幹相談支援センター及び自立支援協議会と連携し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

■石巻市の活動指標

項 目		計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120 件	120 件	120 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	28 件	28 件	28 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新設】	24 回	24 回	24 回



項 目		計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	主任相談支援専門員の配置数 【新設】	1人	1人	1人
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新設】				
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討【新設】	実施回数	4回	4回	4回
	参加事業者・機関数	4機関	4機関	4機関
自立支援協議会の専門部会の設置【新設】	設置数	4部会	4部会	4部会
	実施回数	40回	40回	40回



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化するとともに、多くのサービス事業者が参入する中、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

■国が示す基本的な考え方

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

■石巻市の考え方

○障害福祉サービス等の質の向上策として、市町村障害福祉担当職員に向けた障害特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修に参加させています。

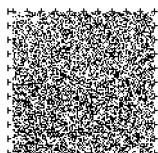
事業者に対しては、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤があった場合は、随時指摘し、その審査結果について適宜共有し、適正な給付費の請求を促しています。

また、適宜、宮城県等の関係機関と事業者情報を共有しています。

引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続し、下記のとおり活動指標を設定します。

■石巻市の活動指標

項 目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20人	20人	20人



(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及び家族等への支援として、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保するための取組を実施します。

■国が示す基本的な考え方

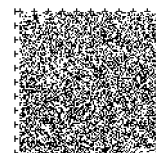
○発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。市町村には、発達障害者等の支援についての活動指標を設定して取り組むことを求めている。

■石巻市の考え方

○石巻市では、石巻市かもめ学園において、かもめ学園の利用児童の保護者を対象に、ペアレントプログラムを実施しており、ペアレントプログラムの実施を引き続き継続するとともに、宮城県と連携、協力しながら、ペアレントメンターの研修及びピアサポート活動への参加を促進することとし、下記のとおり活動指標を設定します。

■石巻市の活動指標

項 目		計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等				
	受講者数（保護者）	7人	7人	7人
	実施者数（支援者）【新設】	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数		5人	5人	5人
ピアサポートの活動への参加人数		5人	5人	5人



3 重点事業

石巻市第4次障害者計画の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

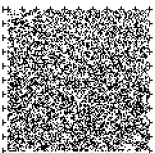
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法及び石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進するため、障害及び障害のある人についての理解啓発活動を更に進めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、障害のある人への差別や偏見があると感じている人も3割以上みられ、特に、精神障害のある人で多くなっていることから、引き続き障害のある人等の理解を深めるための広報・啓発活動を行っていくことが必要です。

障害への理解を深める研修・イベント等の開催や市報、ホームページ等あらゆる機会をとらえながら啓発活動に取り組み、障害や障害のある人についての正しい知識の普及と障害のある人に対する理解促進を図ります。

第4次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成		
	施策1－1 障害を理由とする差別の解消の推進		
重点事業	広報・啓発活動の推進		
概 要	障害による差別を解消するため、地域の障害のある人等の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座・イベント等開催及び団体等による啓発活動の回数	15回	15回	15回



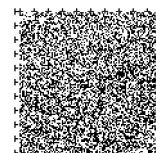
(2) 相談支援体制の確保

障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けられるようにするため、多様な相談内容に応じることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

相談支援事業所等の相談件数は、増加傾向にあり、一人ひとりの相談内容は多岐にわたり複雑化した相談内容も見受けられます。そのような相談内容に対応するため、より一層の相談員の質の向上が求められます。

また、アンケート調査の結果では、今後必要な障害者施策として、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」が上位となっており、引き続き相談支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進		
	施策2-1 相談支援体制の確保		
重点事業	相談機能の充実		
概 要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築します。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所を対象とした事例検討会等の研修会や情報共有のための会議の実施回数	36回	36回	36回



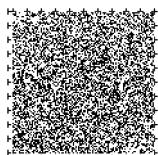
(3) 生活支援体制の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るため、必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき、どこでどんなふうに生活するかを選択し、それが実現できるよう、生活基盤の安定を図る施策を進めていきます。

障害福祉サービスは、多様なニーズに対応するため様々な種類があり、アンケート調査の結果では、サービスの利用に関して、「どんなサービスがあるか知らない」が上位となっており、障害福祉サービスについてさらに周知を進めていく必要があります。

障害のある人が、必要とする障害福祉サービスを利用しやすくするために、サービスを提供する事業所と連携を図るとともに、サービス利用についての情報提供の推進に努めます。

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進		
	施策2-3 生活支援体制の充実		
重点事業	障害福祉サービスの充実		
概 要	障害のある人に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう、サービスを提供する事業所と連携を図るとともに、サービス利用についての周知を図ります。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉ガイドブック・ホームページ等による周知	実施	実施	実施



(4) 発達・療育支援環境の充実

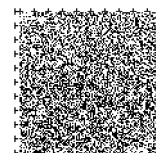
障害児支援においては、子どもの成長に応じた適切な支援と各段階に応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築が求められています。

また、子どもの障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげることが重要です。

アンケート調査の結果では、サービスの利用に関して、「気軽になんでも相談できるような体制を充実させる」という回答も多くありました。

身近な地域で適切な療育支援等を継続的に受けることができる体制を整備し、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら重層的な地域支援体制の構築に努めます。

第4次 障害者計画	基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進		
	施策3-1 発達・療育支援環境の充実		
重点事業	障害児通所支援サービスの充実		
概 要	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を実施し、一人ひとりの障害に応じた適切な支援や療育を実施します。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児に関する新規相談件数	55 件	55 件	55 件



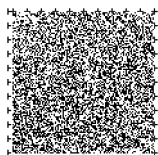
(5) 多様な就労への支援

令和3年度の県内の就労継続支援B型の平均工賃（賃金）月額が18,240円であり、自立した生活を送るためには充分とは言えず、石巻市においても同様であり、工賃（賃金）の向上が必要です。

就労支援施設等における生産性の向上及び労働環境の向上を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、石巻市が発注する物品及び役務について、就労支援施設等からの積極的な調達に取り組んでいくとともに、販路拡大に向けて、障害者就労施設等の製品等の情報発信を支援します。

また、市主催のイベント等において、就労支援施設等の出店スペースを設ける等、障害のある人の就労に関する理解の場の確保と製品の販売支援を行います。

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進		
	施策4－1 多様な就労への支援		
重点事業	障害者就労施設等からの物品購入等の推進		
概 要	福祉的就労における工賃（賃金）向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害のある人の自立と社会参加促進を図ります。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市主催のイベント等における就労支援施設等の販売機会の回数	10回	10回	10回



(6) 一般就労の推進

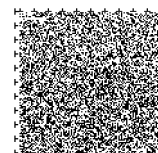
障害のある人が地域で自立した生活を営む上で、働くことは重要であり、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように支援を推進することが重要です。

就業機会の拡大と雇用促進を図るため、ハローワーク石巻主催「障害者就職面接会」の開催にあたり、石巻市として運営協力を行っています。

アンケート調査の結果では、仕事や作業、訓練をするため望むことについて、「障害のことを理解してくれること」「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」等働くことへの理解が求められています。

就労移行支援事業等の推進により、一般就労への移行を進めるとともに、ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、企業に対し障害のある人の就労についての理解啓発に取り組めます。

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進		
	施策4-2 一般就労の推進		
重点事業	雇用・就労の促進		
概 要	就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。 また、ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
企業に対し、障害のある人の就労についての理解啓発や支援制度の周知	実施	実施	実施



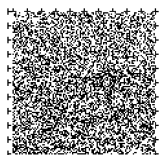
(7) 移動支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送り、社会参加するためには、外出の際の移動支援が必要になります。

アンケート調査の結果では、外出に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」及び「困ったときにどうすればいいのか心配」の回答割合が高くなっております。

障害のある人が安全かつ安心して外出ができるようにするため、障害の特性にあった支援が受けられるようサービス利用の充実に向け、制度の周知や各相談支援事業所との連携強化に努めていきます。

第4次 障害者計画	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進		
	施策5－1 移動支援の充実		
重点事業	移動支援系（行動援護・同行援護・移動支援）サービスの充実		
概 要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。		
指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスの利用者数	165 人	170 人	176 人





第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

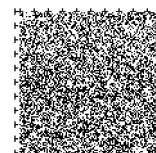
1 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

これまでの利用実績の推移、障害のある人等のニーズ、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定しています。

新規サービスである就労選択支援については、障害のある人等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型を現に利用している者の数等を勘案して利用者の見込みを設定しています。

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。



① 必要な見込量

		単位	第6期			第7期		
			実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数	人／月	197	189	200	202	204	206
	利用量	時間／月	3,193	3,090	3,574	3,636	3,672	3,708
重度訪問介護	実利用者数	人／月	3	2	3	3	3	4
	利用量	時間／月	505	502	561	561	561	747
同行援護	実利用者数	人／月	1	3	3	4	4	5
	利用量	時間／月	4	50	25	33	33	41
行動援護	実利用者数	人／月	11	10	11	11	11	11
	利用量	時間／月	158	161	168	175	183	191
重度障害者等包括支援	実利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1
	利用量	時間／月	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

【現状と課題】

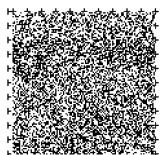
アンケート調査の結果より、自宅での暮らしを望んでいる声が多い一方、将来を考えた際に自分やご家族等の健康状態の不安の声が挙がっています。将来を見据えた暮らしの環境整備が求められていることから居宅介護や重度訪問介護の利用、障害の特性に応じた訪問系サービスのニーズの増加が見込まれます。

重度訪問介護、行動援護及び同行援護においては、事業所数が少ないことから、利用者の情報把握に努め必要度に合わせたサービス提供が求められます。

【方向性】

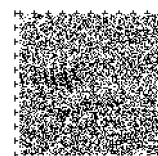
障害のため、日常生活を営むのに支障がある障害のある人が、在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

また、利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、関係機関や事業者との連携を図ります。



(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援 【新設】	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項等に応じて障害のある人本人が雇用や福祉、医療等の関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型等の就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します（令和7年10月1日施行予定）。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気等の場合に、短時間、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

① 必要な見込量

			第6期			第7期		
			実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	人／月	389	388	391	391	392	392
	うち重度障害者 ^{※30} 【新設】		1	1	1	1	1	1
	利用量	人日／月	7,572	7,863	7,820	7,820	7,840	7,840
	事業所数 [※]	事業所	21	20	21	21	21	21
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人／月	1	1	1	1	1	1
	利用量	人日／月	14	9	9	9	9	9
	事業所数 [※]	事業所	4	4	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人／月	16	15	15	15	15	15
	利用量	人日／月	335	260	261	261	261	261
	事業所数 [※]	事業所	7	7	7	7	7	7
就労選択支援 【新設】	実利用者数	人／月	令和7年10月1日施行予定				2	4
	事業所数 [※]	事業所					1	1
就労移行支援	実利用者数	人／月	24	35	38	39	40	41
	利用量	人日／月	419	640	684	702	720	738
	事業所数 [※]	事業所	3	3	3	3	3	3
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人／月	29	42	43	44	45	46
	利用量	人日／月	581	808	860	882	900	920
	事業所数 [※]	事業所	2	3	3	3	3	3
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人／月	384	409	431	440	450	458
	利用量	人日／月	7,167	7,889	8,620	8,800	9,000	9,160
	事業所数 [※]	事業所	23	27	27	27	27	27
就労定着支援	実利用者数	人／月	8	8	11	11	11	12
	事業所数 [※]	事業所	0	1	2	2	2	2
療養介護	実利用者数	人／月	31	27	28	28	28	28
	事業所数 [※]	事業所	0	0	0	1	1	1
短期入所	実利用者数	人／月	46	86	86	86	87	88
	うち重度障害者 【新設】		23	23	23	23	23	23
	利用量	人日／月	365	568	568	602	609	616
	事業所数 [※]	事業所	12	13	13	13	13	13

※事業所数は、宮城県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の石巻圏域（石巻市、東松島市及び女川町）の数値です。

※30 重度障害者：常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方。

② 見込量確保の方策

【現状と課題】

就労継続支援A型及びB型の利用が増加傾向にあり、特に就労継続支援B型の利用伸率は高くなっています。また、一般就労への移行を望む声や、経済的な問題への不安等から就労への関心が高まっています。障害のある人が就労する上で特に望むことに、障害に対する職場の理解や障害のある人に合った職場提供を求める声があがっており、併せて障害者団体等のヒアリングにおいても本人にあった仕事選びへの要望があがっています。

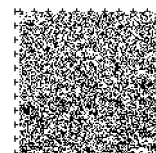
アンケート調査の結果より、今後利用したいと思う福祉サービスでは「短期入所」の割合が最も高く、ニーズの増加が見込まれますが、医療的ケアが必要な方の受け入れについて、体制の整備を図る必要があります。

【方向性】

障害のある人の就労能力や適性等に応じた就労選択が行えるよう、障害に対する職場の理解等企業団体に対する啓発活動や情報提供の充実を図り、企業と就労する障害のある人がマッチングしやすい環境づくりを進めていきます。

あわせて、公共職業安定所（ハローワーク）、宮城県、障害福祉サービス事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークの形成を図ります。

また、医療的ケアが必要な方の短期入所については、法人及び県と情報共有を図り検討していくとともに、体制整備について県に働きかけていきます。



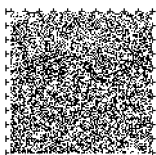
(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

① 必要な見込量

		単位	第6期			第7期		
			実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数	人／月	2	0	1	1	1	1
	事業所数※	事業所	1	1	1	1	1	1
共同生活援助	実利用者数	人／月	228	238	250	256	261	266
	うち重度障害者【新設】		7	7	7	7	7	7
	住居数※	戸	51	56	56	57	57	57
施設入所支援	実利用者数	人／月	115	114	115	114	112	109
	施設数※	施設	2	2	2	2	2	2

※事業所数等は、宮城県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の石巻圏域（石巻市、東松島市及び女川町）の数値です。



② 見込量確保の方策

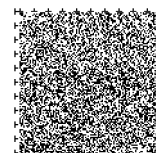
【現状と課題】

障害のある人の高齢化、重度化が進行する中で、重度の利用者が入居可能な日中サービス支援型グループホーム等の不足が見込まれています。また、アンケート調査の結果及び障害者団体等からは、重度障害のある人が安心して利用できる夜勤型グループホームの設置や将来の家族や介助者の健康状態への不安等から障害のある方が安心して暮らせるようなグループホームの利用を望む声があり、将来を見据えた暮らしの環境整備が求められています。

【方向性】

グループホームについては、障害のある人が、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、ニーズが高まっています。そのため、地域への理解促進、事業者等への情報提供等を行い、整備の支援に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。



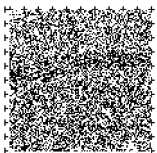
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

事業項目	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

① 必要な見込量

		単位	第6期			第7期		
			実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人／月	258	268	271	274	277	280
	事業所数※	事業所	10	10	11	11	11	11
地域移行支援	実利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1
	事業所数※	事業所	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1
	事業所数※	事業所	1	1	1	1	1	1

※事業所数は、宮城県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の石巻圏域（石巻市、東松島市及び女川町）の数値です。



② 見込量確保の方策

【現状と課題】

アンケート調査の結果より、どんなサービスがあるかわからない、どこに相談したらいいのかわからない等の声があがっており、障害福祉サービス利用についてさらに周知を進めていく必要があります。

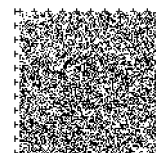
一人ひとりの相談内容は多岐にわたり複雑化した相談内容も見受けられ、そのような相談内容にそった計画を作成するためにも、より一層の相談員の質の向上が求められます。

【方向性】

障害のある人が、必要とする障害福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

事例検討会や研修会への参加促進により、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

また、サービスを提供する事業所と連携を図るとともに、サービス利用についての情報提供の推進に努めます。



Ⅱ 2 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

児童の数の推移、これまでの利用実績の推移、障害児等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定しています。

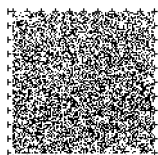
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある児童にとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。

① 必要な見込量

		単位	第6期			第7期		
			実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	人／月	59	55	58	58	58	58
	利用量	人日／月	612	805	849	849	849	849
	事業所数※	事業所	7	10	11	11	11	11
放課後等デイサービス	実利用者数	人／月	185	208	240	249	273	298
	利用量	人日／月	2,598	3,071	3,456	3,555	3,898	4,255
	事業所数※	事業所	20	23	24	24	25	26
保育所等訪問支援	実利用者数	人／月	0	2	2	2	2	2
	利用量	人日／月	0	3	3	3	3	3
	事業所数※	事業所	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日／月	0	0	0	0	0	0
	事業所数※	事業所	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人／月	64	67	67	71	73	76
	事業所数	事業所	10	10	11	11	11	11

※事業所数は、宮城県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の石巻圏域（石巻市、東松島市及び女川町）の数値です。



② 見込量確保の方策

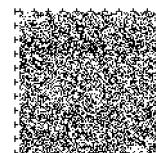
【現状と課題】

放課後等デイサービスの利用が増加傾向にあり、アンケート調査の結果においてもサービスを利用している方の約半数が放課後等デイサービスを利用しています。その反面、利用したくても利用できないサービスとして放課後等デイサービスがあがっており、地域によって利用可能な対象施設がない、定員の上限到達等の現状が見受けられます。

【方向性】

障害児の療育的支援のニーズは高いため、一人ひとりの特性、障害種別、年齢等に応じて、身近な場所でサービスを提供できるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、地域における支援体制の整備を進めます。

また、事例検討会や研修会への参加促進により、相談支援専門員のスキルアップを図ります。



3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

これまでの実績状況を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの3か年における各事業の見込量を定めて、事業の効果的かつ効率的な運用に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業項目	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁 ^{※31} 」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	講座・広報等の実施回数	7	7	10	10	10	10

② 見込量確保の方策

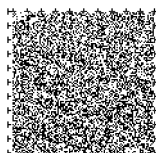
【現状と課題】

障害や障害のある人に対する理解啓発の取組として、障害者理解促進講演会、市職員を対象とした研修会の開催及び出前講座の実施、障害者週間の際には、市内大型商業施設においてイベントの開催（自立支援協議会主催）等を行っています。

アンケート調査の結果では、障害のある人への差別や偏見があると感じている人も3割以上みられることから、引き続き障害のある人等の理解を深めるための広報・啓発活動を行っていくことが必要です。

【方向性】

障害者差別解消法が改正となり、令和6年4月より事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。事業者へ合理的配慮の積極的な取り組みを周知するとともに、障害に関する理解を深め、より障害についての関心が高められるような効果的な事業内容を進めていき、引き続き差別解消に向けた広報・啓発活動を行っていきます。



※31 社会的障壁：障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることから。

(2) 自発的活動支援事業

事業項目	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	補助金交付件数	4	4	4	5	5	5

② 見込量確保の方策

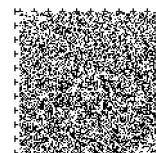
【現状と課題】

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、情報交換を行う交流会や相談会、障害のある人の権利や自立を社会に働きかけるための活動を市内の各団体が行っていますので、その活動に対する支援を行っています。

アンケート調査の結果及び団体等ヒアリングから、気軽に情報交換や相談を行える場所や保護者等の交流会についての関心が伺えており、障害のある人やその家族、地域住民による自発的活動への取り組みに対する支援を進めていく必要があります。

【方向性】

障害のある人やその家族が悩みを共有し、交流活動等を行うピアサポートや社会活動支援等の自発的活動を行う団体等への補助事業を継続して行います。



(3) 相談支援事業

事業項目	概要
障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害のある人や精神障害のある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4	4	4	4
	相談件数	12,053	11,953	12,000	12,000	12,000	12,000
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

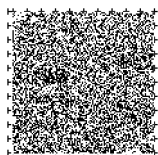
② 見込量確保の方策

【現状と課題】

石巻市・女川町圏域での基幹相談支援センター及び4か所の委託相談支援事業所にて相談支援事業を実施しています。総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の構築を図っていますが、相談件数が年々増加していることから相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

【方向性】

現在の事業の質を維持しつつ、引き続き基幹相談支援センターの適切な運営及び委託相談支援事業所との連携・支援に努めます。



(4) 成年後見制度利用支援事業

事業項目	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	2	3	3	3	3	3

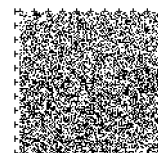
② 見込量確保の方策

【現状と課題】

アンケート調査の結果及び団体等のヒアリングにおいて、「親なきあと」についての不安の声があがっています。また、成年後見制度を利用した方が良いのか等制度を利用するうえでの相談を望む声があがっており、成年後見制度利用に係る支援が必要となっています。

【方向性】

家庭環境にあった個別相談を行えるような支援を講じるとともに、市介護福祉課、市総合相談センター及び障害者相談支援事業所等の関係機関との情報共有等を行いながら、適切な制度利用について努めていきます。



(5) 意思疎通支援^{※32}事業

事業項目	概要
手話通訳者 ^{※33} 設置事業	聴覚障害のある人等との意思疎通を円滑にするため、社会福祉事務所に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者 ^{※34} 派遣事業	聴覚障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	121	129	130	130	130	130

② 見込量確保の方策

【現状と課題】

障害福祉課に手話通訳者を設置し、窓口での相談や手続きがスムーズに行えるように支援をしています。また、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣は増加傾向にあり、聴覚障害のある人等への社会参加促進の一助を担っています。

【方向性】

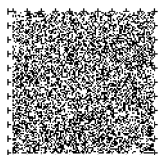
引き続き障害福祉課に手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人等への窓口サービス等の充実に努めます。

また、聴覚障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、市が主催する行事等においては、聴覚障害者や盲ろう者に合理的配慮として、必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者・介助員等を配置するなどの対応を行ってまいります。

※32 意思疎通支援：障害のある人となない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

※33 手話通訳者：音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

※34 要約筆記者：聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と、「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。



(6) 日常生活用具^{※35}給付等事業

事業項目	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	利用件数	4	6	20	20	20	20
自立生活支援用具	利用件数	16	10	36	36	36	36
在宅療養等支援用具	利用件数	31	19	24	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	利用件数	92	86	124	124	124	124
排泄管理支援用具	利用件数	3,739	3,857	3,936	3,946	3,991	4,037
住宅改修	利用件数	3	3	3	3	3	3
合計	利用件数	3,885	3,981	4,143	4,153	4,198	4,244

② 見込量確保の方策

【現状と課題】

アンケート調査の結果及び障害者団体等ヒアリングにて、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、紙おむつ等の日常生活用具の給付上限額や給付用具の種類・要件等の見直しを求める声があがっています。時代の変化とともに給付用具等も変化していることから、現状にあった日常生活用具について再検討する必要があります。

【方向性】

現状の日常生活用具の情報収集を行うとともに、障害特性に応じた適切な日常生活用具の給付を行っていきます。

※35 日常生活用具：障害のある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類

①介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マット等の障害のある人の身体介護を支援する用具

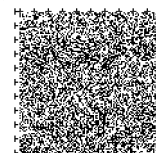
②自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置等の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害のある人の在宅療養等を支援する用具

④情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭等の障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

⑤排泄管理支援用具 ストーマ用装具等の障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品

⑥居宅生活動作補助用具 障害のある人の居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修等



(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業項目	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	講座受講者数	22	13	26	26	26	26
	延登録者数	90	99	99	99	99	99

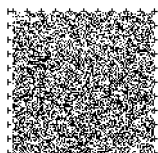
② 見込量確保の方策

【現状と課題】

手話奉仕員養成講座は入門課程を1年間、基礎課程を1年間の2年間の課程にて開催しています。手話奉仕員養成講座を修了した方には、石巻市の手話奉仕員として登録頂いており、現在、手話奉仕員として99名の方が登録されており、地域の聴覚障害のある人との「話し相手」・「相談相手」として、時には、行政との橋渡しを担っています。

【方向性】

聴覚障害のある人等が地域で安心して暮らせるよう、引き続き手話奉仕員養成講座等を実施し、手話技術の向上及び奉仕員の確保を目指します。



(8) 移動支援事業

事業項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施か所	15	16	15	15	15	15
	利用人数	137	138	145	150	155	160
	利用時間	4,592	6,267	6,525	6,750	6,975	7,200

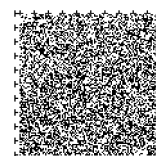
② 見込量確保の方策

【現状と課題】

移動支援事業の利用は増加傾向にあり、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加促進の一助を担っています。

【方向性】

障害のある人の社会参加促進のため、利用ニーズに対応し、適切な支援ができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。



(9) 地域活動支援センター機能強化事業

事業項目	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

① 必要な見込量

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施か所	5	5	4	4	4	4
	利用人数	29	24	25	25	25	25

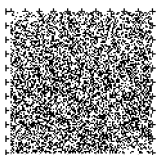
② 見込量確保の方策

【現状と課題】

就労支援等のサービスの利用が困難な利用者や精神障害のある人が地域で生活していく上で安心して日中を過ごす場として、利用者の状況に応じた、創作的活動や生産活動、社会との交流の場の提供を行っています。

【方向性】

事業者と連携しサービスの提供体制を確保していくとともに、利用者の障害特性に応じた適切なサービス提供を図ります。

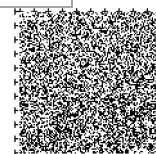


(10) 任意事業

事業項目	概要
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
社会参加促進事業	スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な視覚に障害のある手帳所持者に対し、音声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見人として活動する司法書士等による講演会を開催する等普及啓発を行います。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、保健師を配置し、虐待時の対応のための体制を整備します。
自動車運転免許取得・改造助成	障害のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部を助成するとともに、身体障害のある人が自動車を改造する必要がある場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。

① 必要な見込量（年間）

	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	29	27	30	30	30	30
	利用回数	1,868	1,946	2,168	2,168	2,168	2,168
日中一時支援事業	利用人数	164	156	170	170	170	170
	利用回数	7,772	7,092	8,000	8,000	8,000	8,000
社会参加促進事業	補助金交付件数	1	2	2	5	7	9
声の市報発行事業	配布実人員	26	28	30	350	350	350
成年後見制度普及啓発事業	パンフレット配布数	0	50	50	50	50	50
	講座実施回数	0	0	2	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成	助成金交付件数	9	12	15	15	15	15



② 見込量確保の方策

【現状と課題】

アンケート調査の結果より、成年後見制度の内容について知っている方は約2割となっており、成年後見制度についてさらに周知を進めていく必要があります。

社会参加促進事業に関しては、スポーツ大会やレクリエーション、地域交流祭等により障害のある人の社会参加促進活動を行っている各団体へ補助事業を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツやレクリエーションへの開催や参加控えがあり、近年は減少傾向にあります。

声の市報発行事業に関しては、利用率が長年低いこともあり、周知のため令和5年5月に視覚に障害のある手帳所持者へ、声の市報及び障害福祉ガイドブックの音声CDを配布しました。

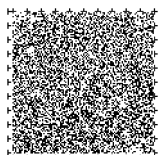
【方向性】

成年後見制度について、市介護福祉課及び市総合相談センター等の関係機関と連携し周知を図るとともに、家庭環境にあった個別な相談会を開催する等普及啓発に努めます。

社会参加促進事業について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、これまでに実績のある各団体へ再周知を行い、障害のある人の社会参加促進に努めます。

また、声の市報発行事業については、配布希望者のみでなく視覚に障害のある手帳所持者に配布を行い、情報格差解消の一助に努めます。

訪問入浴事業、日中一時支援事業については、障害のある人やその家族のニーズを把握し、障害の特性や状態に合わせた適切なサービス提供ができるよう、事業者等との連携に努めます。

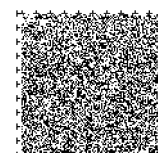




巻末資料

Ⅱ 1 計画策定の経緯

開催日	審議内容等
令和5年5月19日	■令和5年度第1回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 障害者計画等策定に係るアンケートについて
令和5年6月9日 ～6月27日	■障害福祉に関するアンケート調査実施
令和5年8月30日	■令和5年度第2回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（現行計画）の進捗状況報告について (2) 障害者計画等策定に係るアンケート結果報告 (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画骨子案について
令和5年10月23日	■令和5年度第3回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画案について (2) 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の改正について
令和6年1月12日	■令和5年度第4回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終案について
令和6年3月15日	■令和5年度第5回石巻市障害福祉推進委員会 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終確認について



2 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（抜粋）

平成29年9月28日条例第36号

（目的）

第1条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- （1） 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- （2） 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- （3） 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- （4） 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていることを踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。
- （5） 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

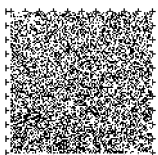
（障害者への差別等の禁止）

第7条 何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。

- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（以下「意思の表明」という。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（令和6年4月1日改正予定）。

（障害者施策の基本目標）

第8条 市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。



- (1) 共に支え合う市民意識の醸成
- (2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築
- (3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり
- (4) 地域社会で共生できる環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

(障害者計画等の策定)

第9条 市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定する。

(障害福祉推進委員会の設置)

第10条 市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会及び差別解消法第17条第1項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(障害者施策の計画決定過程への参画)

第11条 市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

(共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等)

第12条 市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

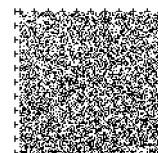
(手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援)

第13条 市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援（以下「情報及び意思疎通支援」という。）の推進に努めるものとする。

(障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備)

第14条 市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。

2 市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。



(障害者雇用の促進と就労定着への取組)

第15条 行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正當に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。

2 市は、関係機関と連携し、障害者雇用を促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

(安心して暮らすための福祉的支援)

第16条 市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

2 市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための支援に努めるものとする。

3 市は、前2項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援に努めるものとする。

(障害者からの相談等への対応)

第17条 障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者（以下これらを「相談者」という。）は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。

(1) 相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援

(2) 相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整

(3) 次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

3 相談者は、前項第1号及び第2号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる（相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）。

(助言又はあっせん)

第18条 推進委員会は、前条第3項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんをすることができる。

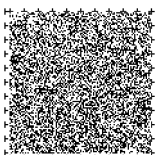
(勧告)

第19条 推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 推進委員会が、前条第1項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者

(2) 推進委員会が、前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者

2 市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

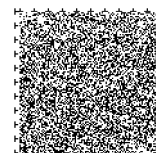


Ⅲ 石巻市障害福祉推進委員会委員名簿

令和5年4月1日現在

	氏 名	推薦機関・団体名
1	横江 信一	石巻専修大学
2	齋藤 裕子	社会福祉法人 石巻祥心会
3	小野寺 一恵	医療法人社団健育会
4	脇坂 純子	社会福祉法人 夢みの里
5	工藤 雅弘	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
6	田中 晃	宮城県立石巻支援学校
7	黄海 紀善	石巻市教育委員会
8	秋山 喜弘	石巻市身体障害者福祉協会
9	畠中 勢子	石巻市手をつなぐ親の会
10	笠神 勝男	石巻市さくら福祉会
11	高橋 博美	石巻重症心身障害児（者）を守る会
12	蜂谷 理恵	あおいそらの会
13	佐藤 清壽	石巻市医師会
14	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会
15	後藤 厚子	（公募委員）
16	大山 友美	（公募委員）
17	高橋 喜代美	石巻商工会議所
18	相澤 公紀	石巻公共職業安定所
19	内海 吉雄	宮城県東部保健福祉事務所

※任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日



石巻市第7期障害福祉計画・第3期期障害児福祉計画

発 行：令和6年3月

発行者：石巻市

編 集：保健福祉部障害福祉課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話：0225-95-1111

FAX：0225-22-6610

